

フリードリッヒ バルバロッサと

いわゆる「ローマ法の理論的継受」

勝 田 有 恒

文 献 略 号

Appell= H. Appelt, Friedrich Barbarossa und das römische Recht; Römische Historische Mitteilungen 5 H. (1961/2) Graz

Flicker= J. Flicker, Forschungen zur Reichs- und Rechtsgeschichte Italiens 1868-1872, Innsbruck

Finstlerwalder= P. W. Finsterwalder, Die Gesetze des Reichstages von Roncalia vom 11. Nov. 1158; ZRG G., 51 (1931)

Kirfel= Weltherrschaftsidee und Bündnispolitik, Bonn 1959

Koeppler= H. Koeppler, Frederick Barbarossa and the Schools of Bologna; The English Historical

Review LIV (1939)

フリードリッヒ バルバロッサと「ローマ法の理論的継受」

MGH Const. = Monumenta Germaniae Historica Constitutiones SS = Scriptores

Stumpf = K. F. Stumpf-Brentano, Die Reichskanzler, Bd. 2, Kaiserurkunden des 10., 11. und 12.

Jhs, Aalen, 1964

Freising od. Rahewin = Otto v. Freising und Rahewin, Die Taten Friedrichs (Ausgewählte

Quellen zur deutschen Geschichte des Mittelalters Bd. XVII), Darmstadt 1965

CIC c. gl. (A) = Codex, Digesta (vetus, Infortiatum et novum), Volumen legum paruum, Lugdu-

ni MDLXII

CIC c. gl. (B) = D. Iustiniani imperatoris opus, Prudentum responsa Caesarumque complectens.

quique voluminibus distinctum, Venetiae MDCVI

は つ め に

ローマの皇帝達はフリードリッヒ バルバロッサの先祖であり、前任者である。従ってローマ法は皇帝法である。この理念はよくローマ法の理論的継受と記されるが、この理念の当時の牽引力を軽視してはならない。

—— 帝國理念はローマの諸皇帝をドイツ皇帝の先任者とみた。フリードリッヒ一世及び二世は、自分達の法律をユステニアヌスのローマ法大全に付加しているのである。バルバロッサは、十一世紀に再発見された学説彙纂を学ぶことによって訓練を積んだボローニャの註釈学者達を、自己の立法のために協力させている。これがいわゆる前期継受 (Vorrezeption) であるが、これは帝國に明瞭な利益をもたらしたものであるから、〔單なる〕理論的継受とは呼ばない方がよい。—— H・ミッタイス⁽¹⁾ ——

ここに引用したミッタイス「ドイツ法制史概説」中の記述は、ドイツ皇帝フリードリッヒバルバロッサとローマ法との関連を廻る代表的かつ含蓄の多いものと考えてよからう。ここには、理論的継受とミッタイスのいう前期継受とが、並記されているが、両者の関連はもとより、前期継受の実体が提示されているわけではなく、またローマ法の継受という総括的な概念のもとに、両者の整理がなされているわけでもない。

かつて、筆者が、ドイツにおけるローマ法継受をテーマとして、その学説史の整理を行った際にも、ローマ法の継受の概念が、非常に不明確であり、何を以てその「理念型」とするのか、判断に苦しんだのであった。若しローマ法の継受を、ローマ法の影響と解するなら、たとえそれがドイツで特に著しいということを付け加えて考えてみるにしても、それは西ローマ帝國滅亡後の長大な法の歴史における、あまた個別的な、ローマ法の何らかの痕跡を尋ねる結

果となり、法律用語の沿革史的叙述に陥る危険を充分にはらむものであろう。今次大戦後、E ゲンツマー、F ヴィアッカー両教授によって提示された、ドイツ法史における司法の担い手の学問化 *Verwissenschaftlichung* のテーゼ⁽³⁾は、こうした危険からドイツ近世私法史を護り、更に、ヨーロッパ法史の構想に、P コシャカーの視角共々、比較法史のアプローチをより有効なものとする概念装置を提供するものといえるであらう。「学問化」の問題を中心に置くならば、それは従来のローマ法継受史の実務的継受 *Praktische Rezeption* を主として包摂するものであるが、これによって、従来問題とされてきた実務的継受以外のもの、例えば早期継受 *Frührezeption*、前期継受あるいは理論的継受 *theoretische Rezeption* としてとらえられたものは、どのように整理さるべきであらうか。もとより、それらのすべてが、この「司法の担い手の学問化」の中に、吸収され得ないことも充分に考えられる。

フリードリッヒ バルバロッサの立法就中レガリーエンの法律を前期継受と考えるミッタイスは、「これらの権利の一部分はドイツ法に、一部分はローマ法に由来するものである。」⁽⁴⁾として、実際の面でのローマ法の採用を明示しており、この意味で理論的継受との区別は、明確である。すなわち、理論的継受とは、中世法における理論と實際 *Theorie und Praxis* との特異な対応関係⁽⁵⁾を反映するかのよう⁽⁶⁾に、実務的継受と対照する意味で概念が設定されたものと推測されるし、更にムーター⁽⁷⁾以来、ロマネスト的な伝統すら備えているとも考えることが出来よう。すなわち、これは、ドイツ皇帝はローマ皇帝の末裔であるのだから、ローマの皇帝法（ユスチニアヌスの法典）もまたドイツ皇帝の法すなわち、帝国法・皇帝法であるという理論の存在を指し⁽⁸⁾、それはまさに理論的なるが故に、ローマ法の実際上の効力とか、適用の具体的な事例とは（一応？）無関係なものとして、観念されてきた、と考えてよいであらう⁽⁹⁾。

ところが、前期継受と理論的継受は、ともにシュタウフェン後期、特にドイツ皇帝フリードリッヒ バルバロッサの時代の史料に基づいて発想されているため、両者が二重写しになりがちであり、実際の継受と理論的な継受との混同、ないしは理論的継受概念の不明確化を招き、ひいては継受史研究の混乱をさえ惹き起す可能性を孕むものである。すなわち、ヘルマン クラウゼ Hermann Krause は、「皇帝法」は継受史にとってトロヤの木馬である、と述べたが、こうした発言も、上述のことと密接な関連を有していると考えられる。

そこで私は、バルバロッサ時代の「ローマ法の影響」なるものを具体的に再検討し、更に「理論的継受」といわれるものを、歴史現実の面に引き降ろして、最早、理論ではなく、事実が、後年の実務的継受とどう関連するのかを考察した後、従来理論的継受を実務的継受の思想的前提とする考え方に⁽¹⁰⁾対して、実はこれはたんに思想的前提としてばかりでなく、事実の面でもその前提となるべき歴史的事実であったことを指摘したい。

* P. Koschaker, *Europa und das römische Recht*, München 1947, S. 40.

- (1) H. Mitteis-H. Lieberich, *Deutsche Rechtsgeschichte*, 4. Aufl. S. 160. 世良晃志郎訳「ドイツ法制史概説」三三七頁参照。

- (2) 拙稿「十九世紀末に至る普通法論的 Rezeption 論」一橋論叢四九卷三号、同「Rezeption 論・視角の展開」同五〇巻六号所収。

- (3) ヴィアッカー・鈴木訳「近世私法史」一二五頁。

- (4) H. Mitteis, *ebenda*, S. 85. 世良訳一七九頁。

- (5) Vgl. W. Ebel, *Geschichte der deutschen Gesetzgebung*, Göttingen 1958, S. 43f.

フリードリッヒ バルバロッサといわゆる「ローマ法の理論的継受」

- (6) Th. Muther, Zur Geschichte der Rechtswissenschaft und Universitäten, Jena 1876, S. 69. 当時の歴史主義的な考え方からすれば、ローマ法＝皇帝法という理論の存在の古さがロマン主義にとって極めて重要であったに違いない。
- (7) 例えは Schröder-Kunzberg, Lehrbuch der deutschen Rechtsgeschichte 6. Aufl. S. 865, Fleischmann, Über Einfluss des römischen Rechts aufs deutsche Staatsrecht 1907; Mélanges Fitting, S. 672ff.
- (8) 例えは ミッタイスは次のように記している、「政治的にもローマ法は利用された、ハインリッヒ五世はイルネリウスをローマに伴ない、教会に対して皇室の主張を弁護せしめた。こうした動向の頂点はシュタウフェン期に現われる。すなわち帝国の自負はその最高潮に達し、……コンスタンツの一一五三年の協約は、教皇権と皇帝権との間の最初の相互的な協約であり、またロンカリアの勅法は帝国諸権利を列挙したものであるが、これらにその例を見出す。ロンカリアの勅法は、理論的に継受といわれるが、この云い方はその意を十分に尽くしていない、というのは、皇帝権の新らたな理論上の高揚のみならず、同時に実際上帝国の財政収入の著しい増加があったからである。」(H. Mitteis, Rechtsidee in der Geschichte S. 558)
- (9) H. Krause, Kaiserrecht und Rezeption 1952, S. 13.
- (10) 拙稿「Rezeption の素描」一橋大学法学研究 4、一三五頁以下。

一 バルバロッサのレガリエン政策

彼かく言う第四の獣は地上の第四の国なり是は一切の
国と異なり全世界を併呑しこれを踏みつけかつ打破らん

* * *

皇帝よ！ 貴方に法律はかく断じた

何処でも貨幣を貴方に捧げ

貴方を護り、不満をさえ服せしめると。

河も森も獣も国王の権利となり

岸も港も沼地も国庫に資する。

すべての畑が租税を支払い

すべての家畜も公の権利となり

すべての碾臼は法によって粉を支払い

漁網、船、船具のすべても公権に属する。

皇帝としての義務

これを貴方以外の誰が負おう

世界の栄誉は、終始貴方のものであり

ある栄誉は、貴方が与えることで

ようやくその価値があらわれる。

貴方は生ける法であり

法を与え、廃止しまたこれを制定出来る

諸侯の興亡、諸王の君臨は

審判者たる貴方の手中にある

それに関することを意のままにされよう

そして生ける法貴方が支配するのである。

皇帝は増長する無数の諸権利の弊を認められ

個々の権利は称号に土地をあてがうものであれば

国庫はすべからずその諸権利の回収を急ぐべし。

——フリードリッヒ頌歌より——⁽¹⁾

さて手始めとして、さきのミッターイスの叙述の対象として選ばれた一一五八年のロンカリア立法、特にそのレガリエンの法律 *Constitutio de regalibus* (*Definitio regaliū*) を中心に置いて、いわゆる前期継受の実体を探ってみよう。なお今後の本論の記述において、たんにロンカリア立法という場合は、一一五八年のものを指す。

(一) いうまでもなく、このレガリエンの法律は、フリードリッヒバルバロッサのイタリア政策の中心をなすものとされているが、こうした政策がとられるようになった背景を、簡単に記しておこう。⁽²⁾

一一五二年三月、バルバロッサは、ドイツ国王すなわち皇帝に選挙された。赤味がかった髪と口髭、古いゲルマン

の騎士を彷彿とさせるこの偉丈夫は、皇帝権の強化、再編成を果し得る人としての期待を寄せられて登場した。というのは、当時ドイツ地域には、シユタウソェン、ヴェルフェン両家という二大勢力が並存し、どちらの側から国王が出るにしても平和の維持については不安がつきまとったのであったが、バルバロッサは、前国王コンラート三世の甥に当たり、母の血筋がヴェフェン家と関連しているところから、両家の妥協の産物として、選出さるべくして選出されたのであった。従って、バルバロッサのドイツ地域における政策は、まずこの家系の面からみても、妥協的な方向を取るべく運命づけられていたといえる。彼の政策は、各 *Stammesherzogtum* を国王権の纂奪として実力による圧服を試みたコンラート一世型ではなく、それらの *Immunität* を認め、それらとの盟約による共存を基調とするハイシリッヒ四世の立場を更に推進したものとすることが出来よう。⁽³⁾ すでに、当時のドイツ地域において、現実に実力によって、国王領を拡大する余地は、殆んど残されていなかったとみられる。あるものは、教会フォークタイ裁判権の確保程度のものでしかなかった。⁽⁴⁾ さてこのような条件のもとにおいてなお、皇帝権の強化、拡大をはかるとすれば、当然ドイツ地域以外に求めねばならないであろう。当時のヨーロッパの諸情勢からみて、それは第一に北イタリアであり、次いで東方がその余地を残していた。バルバロッサは、こうして、当初、イタリアに手をつけるのであるが、イタリアがまず選ばれたことにも理由があろう。勿論ドイツ皇帝政策の伝統もさることながら、まずローマでの戴冠が当面の仕事であり、対教皇権の問題からいっても、イタリアは、皇帝たる者の当然の関心を喚ぶところであるが、このイタリア制圧に関して、隣接する南ドイツの地域が、シユタウフェンのシュヴァーベン、ヴェルフェンのバイエルンという具合に、両家は南進を競合するような形で支配しており、バルバロッサは、ローマへの道に当る北イタリ

アロムバルディア地方を抑えることは、当面の急務と考えられたに違いない。もっともイタリアは元来帝国の一部であつて、ドイツ国王・皇帝は当然事実上もその支配者であるべきであつたが、ここ数十年來、ドイツ皇帝は、その支配に考慮を払うことなく、なるがままに、北イタリアを放棄し來つたも同然の状態にあつた。

一体何時からいゆるレガリーエン政策と呼ばれるものが、バルバロッサないしその宮廷に意識されるようになったか正確には把めないが、⁽⁶⁾ 少くとも第一回のイタリア遠征が、その積極的かつ具体的な方向を確定する素材を提供したと考えてよい。

すなわち、皇帝に即位後二年余の間、バルバロッサの関心は、ドイツ地域の勢力均衡を、例の同盟政策 *Bindnispolitik* によつてより安定化することに向けられ、次いで、イタリア遠征の根拠地として、ブルグンドの制圧を果たし、ドイツ地域におけるその政策の一応の成功が、ゴスラールでの帝国国会で結果をみるに及んで、漸く懸案のローマ戴冠をその日程に組入れることが出来たのであつた。第一回のイタリア遠征は、一一五四年十月に開始されたが、その目的は、ローマでの戴冠と教皇をローマ市民の圧政から救うことであつた。その途上、バルバロッサはロムバルド諸都市の高い文化的生活、それを支える豊かな貨幣經濟を驚きの目で眺めたのであつた。更にバルバロッサは、これらの都市は全く帝国権力の枠外におかれているという事実を目の当りにしたのであり、彼等が必ずしも皇帝に対して忠実とは限らないということも認識せざるを得なかつたのである。すなわちバヴィア、クレモナ等の都市から平和の破壊者としてミラノが訴えられたのであつたが、ミラノは、国王裁判を忌避し、アハト刑に触れるようなことが惹起したのであつた。このことは、ローマにおける教皇との会見に際して、*Marshalldienst* の拒否や、プレスキャを

中心とするローマ市民の叛乱から教皇を保護するなどして、文字通り教皇の保護者たる皇帝の威信を高めはしたものの、北イタリア諸都市の制圧、実際の支配は、バルロッサの宿願として、強く心に刻み込まれたに違いない。

一一五六年、ヴェルフエン、バーベンベルク両家の間に和解がなされたことは、ドイツ地域での平和がより確固たるものになることを意味し、更に、この和解に尽力したダッセル Rainald von Dassel をカンツラーに登用するが、このダッセル、加えて、側近にあった伯父ライジング Otto von Freising の両者が、その後のバルロッサの政策遂行にあたって、最も有力な助言者として影響を与えたと考えられている。⁽⁷⁾

(二) イデオロギーの面で、この時代の問題を論ずるにあたってもどうしても無視することが出来ないローマ帝国理念 Römgedanke, Römidee に触れておこう。ドイツ国王がローマ皇帝であるという思想は、カール大王の故事に由来するが、十二世紀に入ると、それは、支配権の移転 *translatio imperii* の理論によって新たな根拠が与えられた。こうした新たな理論化を促したのは、十世紀後半以降の皇帝権の在り方である。ローマ皇帝の冠は、ドイツ国王の飾り物でしかなく、更にオットー三世の *Renovatio* が計画倒れになったことから、ローマ帝国を元の形で復活するという思想が説得力をもたなくなった。⁽⁸⁾ こうした状況にあって、ドイツ国王が皇帝の称号及び支配権の所有者として主張する根拠は、カール大王以来の世襲による所有権であり、従って、新しい姿の帝国がフランクとそしてドイツに形作られたことを正当化するために、支配権の移転が主張されねばならなかった。というのは聖書に記された第四の帝国、この世で最後の帝国たるローマ帝国の支配権は、八〇〇年、神の手によってフランク王カールに移転したと考⁽⁹⁾えるのが、最も合理的とされ、当時の歴史家達の共通の理念ともなったからであった。

オットー フライジング自身、中世の歴史家として、かの「年代記」を記しているが、その聖書に基づくキリスト教世界史において、この支配権移転の理論を展開している。フライジングの移転理論は、世界史上帝国は、四つのみしか存在し得ないこと、人間の文化と支配は東から西へ移行すること、この二点を前提としている⁽¹⁰⁾。そしてローマ帝国が第四の帝国とされ、このローマ帝国がまずギリシャへ、次いで女帝イレネの時にフランクへと移転した、その理由として神聖な帝国の支配権が女帝の手にゆだねられているのは、その尊厳にかかわるからであるという主旨の記述を行っているが、こうした説は、他の歴史家、特に他の年代記類、特にヒエロニムスやエックハルドスのものに多くを負っているといわれている⁽¹¹⁾。そして、智力・権力・信仰が東から西へと移転するという神の計画、この点でフライジングは支配権移転の理論をより強固なものとしたと考えられる。これを基礎として、フライジングは「年代記」をバルロッサに献呈するにあたって、ドイツ国王はこの世の法に拘束されぬ⁽¹²⁾、とさえ述べている。そしてまた皇帝は世界の支配者であり、平和の護持者、キリスト教徒の保護者として、皇帝の至上権は、その側近者、皇帝の支持者によっていやが上にも謳い上げられた。本章冒頭にも記したとおり、バルロッサ頌歌には、「世界の支配者」「現世の諸王の第一人者」等々の言葉が見出される⁽¹⁴⁾。

しかし、支配権移転の理論によって基礎づけた皇帝の至上権が、こうした形で唱導されたからといって、直ちにバルロッサの政策の基本が文字通りの世界支配を企図していたと速断してはならないであろう。しばしばいわれるように、ドイツ皇帝の地位は世界の支配者としての権利を有せず、それは称号・荣誉でしかなかったのである⁽¹³⁾。すなわち、基本的に不安定なレーン制的権力秩序を出来るだけ安定するために、つまりシュタウフェン家の支配の正統性

の保証⁽¹⁶⁾として、国王Ⅱ皇帝の超越的性格が強調されたと、まず考えねばならない。この場合国王Ⅱ皇帝というドイツ国王の二重の資格に注目すべきであろう。すなわち、ドイツの各諸侯、及びフランス王、イギリス王等に対して、皇帝という形で区別なくその支配の正統性を示し得たという点である。ところが対諸王・諸侯の面で、バルバロッサが同盟政策をとったことが、事実上、当時の皇帝理念に一つの枠をはめているのである⁽¹⁷⁾。従ってこの問題については、ローマ法上の *princeps* の権能から説き起す⁽¹⁸⁾までもなく、むしろドイツ皇帝の実力の面から規定されて来るように思えてくる。

バルバロッサは皇帝としてまずなによりも、実力の面でドイツ諸侯の中の第一者となるべく努力をする必要があった。いうまでもなく、それはシュタウフェン家領の増大を意味するが、それが諸侯の勢力均衡の上に進められたことは前にも触れたとおりである。そこで、バルバロッサの目は、ブルグンド及び帝国イタリアに向けられることになる。ブルグンドの王女ベアトリクスとの婚姻によって、専らその対象はロムバルドに絞られるのであるが、そこには、マチルダ亡きあとは、弱小の数多くの貴族達のほかに、強大な力を誇るミラノをはじめ、必ずしも皇帝に忠実とはかぎらぬ自治都市の群が存在していた。都市による支配は、ロムバルドを覆うかにみえ、加えて、その豊かな貨幣経済は、ドイツ地域には求められぬ金銭収入を約束するものであった⁽¹⁹⁾。

元来ロムバルド地方つまり帝国イタリアは、国王の *comes* は任命された司教、及び在地のグラーフ等による、当初から複雑な支配機構のもとにあったが、司教の支配地域と市民の定住地区とが一致していたこと、司教が中小貴族、都市の名望家層に公権を再授封したこと、などから自治都市による共和政的支配のための基礎が形成され、叙任権開

争期の司教の分裂は、自治都市支配を決定づける結果となった。従って、十二世期前半においては、事実上力ある豪族または、自治都市のコンスルが、支配権を把握していたのであり、これは国王による授封、特許状の賦与等の根拠を持たず、いわば慣習的に、諸都市の自治が事実上黙認される結果となった。しかもドイツの諸皇帝、ロタール三世、コンラート二世などは、イタリア統治の能力に欠け、こうした事態は放置され、自治都市の事実上 *de facto* の支配のまま、十二世紀中葉を迎えたのであった。⁽²⁰⁾

こうしたロムバルドの諸事情は、シュタウフェン家領の増大、帝国財政収入の確保・増収などによる皇帝権の強化に恰好の舞台を提供したといえる。まず、バルバロッサは、国王に選出されたと同時に皇帝とも称したのであるが、ロムバルド支配についても、特にローマ皇帝であることを強調することはなかった。すなわちフライジングは、その支配権の根拠をカール大王 (*rex Francorum et Langobardorum*) のイタリア征服に求めている、「ローマ帝国がフランクに移転して以来のこと」と記し、また諸ドイツ国王の支配を想起している。⁽²¹⁾ 従ってフライジングは、ロムバルドにおける皇帝支配を、原状の回復、篡奪された皇帝(国王)権の奪回と看做したのであり、従前の国王権に別の根拠を特に付加する必要を感じなかったと考えられる。

しかも前に記した皇帝頌歌は、特にイタリアでの実績に因んで作られた点に注目する必要がある。世界の支配者と謳ったのは、ソリズベリーのジョンでもなければ、フランス国王、ハインリッヒ獅子王でもなかった。ミラノを攻略し、ロムバルド地方を手中に収め、そこに一応平和をもたらしたバルバロッサに対し、なんらかの形でその恩恵に浴した或は浴さんとするイタリア人達が、この「世界の支配者」を口を極めて讃めたたえたのであった。それは恐らく、

慣習による事実上の支配権を奪われた人々に対しては、説得的な効果を持つべきものであったろう。

バルバロッサのイタリア政策において、フライジングの皇帝理念の問題を無視することは出来ない。だが、それはバルバロッサがイタリア政策を開始するにあたっては、皇帝の称号にふさわしい実力的基礎を確保する必要性を強調したに留まったのであった。その意味で、イタリア政策に契機を与えたものの、皇帝権を法的な意味で武装することはしなかったし、またその必要もなかったのである。フライジングの提示したものは素朴な理念であって、無媒介的には絶対的皇帝権として結実しなかったと見るべきであろう。その媒介項としては、後で論ずるように様々な法律的な要素が、第二回イタリア遠征以後、登場して来るのである。

(三) ここでレガリーエン *Regalia* ⁽²²⁾ について一言しておこう。元来このレガリーエンは、十一世紀の初頭においては教

皇のものの *divina* と対立する漠然たる意味しかもっていなかったといわれる。⁽²³⁾ それが、国王の諸権利として特殊な意味を持つに至るのは、ドイツにおける叙任権闘争期であり、しかもこの場合にも新しい諸権利の創造を意味するものではなく、従来も国王に帰属していた諸権利を確認することによって、俗界と聖界とを区別するための指標であった。⁽²⁴⁾ その意味で特に注目する必要があるのは、ハインリッヒ五世時代の文書であり、ここで明確化されたレガリーエン概念は、シュタウフェン時代にもなお有効性を保ったと考えられている。⁽²⁵⁾ 従ってレガリーエンの概念は、叙任権闘争の一つの遺産であると考えてよい。最初の総括的なレガリーエンの定義として、また具体的にレガリーエンに何が含まれるかを示すものとして取上げることが出来るのは、一一一一年二月の皇帝ハインリッヒ五世と教皇バスカリス二世

との協約である。ここで皇帝に帰属するレガリーエンとして列挙されたのは次の十のものである。civitates, ducatus, marchiae, comitatus, monetariae, teloneum, mercatum, advocatiae regni, iura centurionum et curtes quae regnerant⁽²⁶⁾ 一見して、極めて人的支配の要素が強いことが判るが、これらは当時の皇帝の支配の基礎を物語っているよう。

そしてこのような形でレガリーエンを列挙し、皇帝権の内容を示したことは、叙任権闘争期にあって、世俗権力と教会権力との関係を再編成するための手段の提示を意味し、その一つの結果を、ウォルムスの協約(一一二二年)に見出すことが出来る。それを要約すると、聖職叙任に際して、教会所有の賦与と教会のアムトへの任命とが分離されること、教会の世俗的所有は次の三種に分かれたること、一つは国王の贈与、二つは私人の贈与、三つは教会の宗教的な力によるものである、そして国王に由来する授与、レガリーエンは、公の官職、財政的利用権及び土地所有の三つに区分されるが、国王勤務の義務はこのレガリーエンに基づく、ということになる。⁽²⁷⁾ここに、レガリーエン概念の果たした重要な役割として、公権と土地所有との分離に関して媒介項として、働いたことが指摘される。そして、この分離は、シュタウフェン時代ドイツ皇帝権が上昇の気運を見せ始め、レガリーエンが権力拡充の有効な手段として脚光を浴びるに至ったとき、再び強調されることになる。ロタール二世時代から、更にバルバロッサの治世の初期に至るまで宮廷の要職にあったゲルホー Gerho v. Reichersberg は、その著 De aedificio Dei において、教会財産の組成やその個々の部分的な法的な位置について詳論し、教会財産に十分の一税、土地所有、国王的ないし公的行政権能の三つがあると断じた。⁽²⁸⁾ここで特に問題になるのは、第三のものであろう。それは一部は国王の、また他の一部は私人の寄進に基づいているが、この議論は、国王の寄進自体を廻って、国王のアムトと個人、制度とその担い手の分離の問

題という新しい国家観にまで進展する可能性をもち、ローマ法的思考の間接的な採用を読みとることも出来よう。⁽²⁹⁾しかしながら、十二世紀全般を通じて、ドイツの国家観は伝統的——ミッターイスによればゲルマン的——なものであったといわれており、⁽³⁰⁾ゲルホーのレガリーエン概念にもそれは顕れているのである。ゲルホーは個々のレガリーエンを列挙せずに、*Herzogtum, Grafschaft, Zoll* 或は *Zoll*、及びその他という形で、明白に国王に帰属するものを挙げているが、その根拠は矢張り一一一年の協約であったとみることが出来る。⁽³¹⁾そして、こうしたレガリーエン概念を基礎として、ドイツ皇帝は、専ら聖界貴族達をレガリーエンの授与によってレーン関係の中に組み込もうと努力したのである。レガリーエンはレーン関係の物的な土台であった。そこでウオルムスの協約に帰結を見るレガリーエン概念の一つの型は、司教教会の持つ世俗的権利、⁽³²⁾具体的には、人的支配権及びこれに付随する貢租である。これを仮りにドイツ型ないし、封建制型と名付けるとしよう。具体的に特許状に示された例は、シュタウフェン初期においても決して多くはない。⁽³³⁾だがハインリッヒ四世の時代までは、ドイツ地域においてはこれ以外のレガリーエンの概念は必要としなかったといえる。ところがブルグンドの教会を対象とする特権授与の場合には、*regalia* の用語の代りに、数多くの諸特権、しかも財政的利用権の数々を列挙する文書の見出すのである。⁽³⁴⁾ここにみる、ドイツ対ブルグンド（更にイタリア）のレガリーエンを廻る著しい対照は、経済構造及びそれにみあった支配のし組みの反映とみるこ

とが出来るが、この対照によって、レガリーエン概念の内容が、ドイツ的な人的支配型からブルグンド・イタリア的な財政権利用型へと拡張ないしは変化し、⁽³⁵⁾更に教会の世俗権の問題ばかりでなく、世俗権一般を指すものへと拡大される可能性が生れたのである。⁽³⁶⁾

(四) このレガリーエンの特権の確保は皇帝権の拡充の重要な手段とされるに至るのであるが、ドイツ型のレガリーエン概念の支配する地域では、財政的利用権としての意味はなんといっても薄く、特権授与手続に関する不備を衝いて、バルバロッサが、それを回収しようとしたものは、僅かにマイン河上での関税特権⁽³⁷⁾のみであった。

レガリーエン政策は、積極的なものと消極的なものがあつたと見ることが出来る。前述のマイン河関税特権や、後で問題にするロムバルド諸都市でのレガリーエンの規定は前者であるが、消極的なものとして、具体的皇帝特権の留保を含む特許状が、ブルグンド及びイタリアの諸侯に与えられたことを挙げる事が出来る。これはバルバロッサによって即位直後から始められたことであつて、ロムバルド諸都市に対して展開される諸政策と対をなすものとして、考慮に入れておく必要がある⁽³⁸⁾。

さて、イタリアにおける積極的なレガリーエン政策を開始するにあつて、バルバロッサの宮廷はロムバルドに対して、如何なるものをレガリーエンとして考えていたであらうか。第一回イタリア遠征に際して、フライジングが記したことは、それを如実に示している。すなわち、「国王がイタリアに遠征するときは、側近の者をやつて、国庫がどうなっているか、また住民の遠征拠出金の状態をあらかじめ調べるのが慣行となつていた。……また古い慣習から他の権利も生ずる、すなわち、国王がイタリアに遠征すると、すべての高官や高級な役人は活動を停止せねばならず、すべての問題は、法規の規定と法を良く知る者の判断に基づく国王の命令に則して取扱われることになるのである。その土地の裁判官は、国王に正義のすべてが賦与されているむね判決すべきである。そうすればこの正義によって公正が保たれ、また牛や農耕に必要なもの以外、この土地が産出する生活必需品は、国王の命令一下、国王のものにな

ったのである。」⁽³⁹⁾にもかかわらず、イタリアの自治都市は、適法な授与もないのに、自由に裁判権を行使している。この現実には、まさに皇帝権Ⅱレガリエンの篡奪として、皇帝側の人々の目に映じたのであった。⁽⁴⁰⁾

ところがバルバロッサは、第一回のイタリア遠征に際しては、授封の基礎を持たぬ自治都市の支配に関して、その不法を正すことは全くしなかったし、ミラノの横暴不遜の態度は、平和令違反に問われるべきものでありながらこれに対しても特に積極的な手を打たなかった。⁽⁴¹⁾従って、この時その授封の根拠を衝こうとしなかったことによって、自治都市の事実上の支配を認めたことになったのである。だが基本的にいって、ドイツ皇帝のレーン政策と、自治都市の市民的共和的な方向とが一致する筈はなく、皇帝は自己の領邦形成の中心点の意味をもつ都市以外のものに対しては、敵対的であった。⁽⁴²⁾ましてやロムバルド諸都市の支配が、ドイツ国王権・皇帝権の篡奪によるものと考えられており、失われたかつての皇帝権の回復は急務であったのである。⁽⁴³⁾第二回のイタリア遠征において、バルバロッサのイタリアにおけるレガリエン政策が強力に推進されることになるが、それに力があつたのはダッセルであつたと推測されている。⁽⁴⁴⁾その根本的な考え方は、フライジングと同じく皇帝権の強化拡大であるにしても、そしてその上に世界の支配者の称号が輝いていても、あくまで失われた皇帝Ⅱ国王権の回復が意識されていたのであって、皇帝の絶対的権力の法思想、例えばローマ法文にある *princeps legibus solutus*. (D.I, 3, 31) といったようなものから直線的に発想されたものとは考えられないのである。⁽⁴⁵⁾

第二回のイタリア遠征、それはミラノの暴政、平和の破壊を周辺の弱小都市が訴えたことに端を発し、一一五八年七月に開始された。直前にダッセル等を派遣して、反ミラノ諸都市の援助と協力を要請した甲斐もあって、同年の九

月には、ミラノは降伏した。この時締結されたミラノとの平和条約には、早速、レガリーエンの問題が取り上げられ、第九条において、それらの皇帝への返還がうたわれている。しかし、この条約ではレガリーエンの内容は具体的に記されてはいるが、金銭収入に関連する四つばかりが挙げられたに留⁽⁴⁶⁾っている。

ここで問題の一一五八年十一月のロンカリア国会において裁決されたレガリーエンの法律が登場するわけである。

この法律には、個々のレガリーエンが列举され、その数は二十以上にものぼるのである。もともとこの法律について伝える史料は二種類あるが、ここではまず、ラーエヴィンの記述を取上げてみよう。それによると、*ducatus, marchiae, comitatus, consulatus, monetæ, thelonea, fodrum, vectigalia, portus, pedatica, molendina, piscariae, pontes omnemque utilitatem ex decursu fluminum provenientem, nec de terra tantum, verum etiam de suis propriis capitibus census annui redditionem*⁽⁴⁷⁾である。ここに挙げられたものは、極めて興味深い。というのは、対象が北イタリアの自治都市であるから、財政的利用権の多くが列举されるのは当然のことであるが、また一方かなり人的支配に関するものが含まれているからである。このラーエヴィンの記述には、レガリーエンの古い型と新しい型が混合しているとみることが出来る。そして更にわれわれがMGHに見ることの出来るレガリーエンの規定 *Definitio regaliū*⁽⁴⁸⁾ は全くドイツ型ではなくなっている。今、レガリーエンの法律を理想的な形で具体化したといわれるロムバルドの都市アスティへの特許状⁽⁴⁹⁾ (一一五九年二月) までの諸レガリーエンを比較・対照すると、次の表になる。

1111 mit dem Papste (51)	1145 für das Bistum Cam- brai (52)	1152 für die Abtei Gemb- loux(53)	1158 Roncalia (Rahewin) (54)	(Definitio) (MGH) (55)	1159 für Asti (56)
ducatus marchiae comitatus advocatie regni iura centurionum curtes civitates	 comitatus totius terrae Cameracensis iustitie, districtus castellania casaturae et homi- nia quae de feodo episcopi esse constat. villae castra regni Abbatia ecclesiae	 scavinorum officialium vicaria potestas faciendi castella atque munitiones circa locum Gamblaus	ducatus marchiae comitatus consulatus iustitia regni regalia	 potestas constituendo- rum magistratum ad iustitiam expedi- endam palatia in civitatibus consuetis	 placita, batalia, rubi, restitutiones in integrum
moneta theloneum	moneta	theloneum	moneta thelonea, vectigalia	monete vectigalia que vulgo dicuntur tholonea	moneta pedagia

mercatum

					arimannie {extraordinaria collatio ad felicissi- mam regalis numi- nis expeditionum	
			fodrum			
			{de terra de suis propriis ca- pitibus census ann- ui redditiones			
	forestum	silvae, pascua			argentarie salinae	argentarie
	{aquae aquarumque decurses		pedatica portus {omnis utilis ex decursu fluminum proveniens	vie publice portus ripatica	forestica vie publice portus ripatica, aquatica	
				flumina navigabilia etc.	flumina publicae	
			pontes	IV prestationes	pontes	
	molendini	nundina publica, mercatum cambium etc. molendini	molendina		bancatica molendina furni	

個々の制度の面で、イタリアにおけるローマの遺制⁽⁵³⁾、或は特殊ロムバルド的制度の存在という点を無視してはならないであらう。ラーエヴィンの記述の中に、われわれは *consul assensu populi* という語を発見する。それはローマ的遺制の表象的な意味を持つものである。しかしレガリーエンの法律において、コンスルの任命権がレガリーエンに数えられるとき、それはローマ的制度から離れ、ドイツ国王のバンレヒト *Bannrecht* の射程距離内に入ってくる。

それはさておき、表に掲げたアステイへの特許状をはじめとして、バルバロッサのレガリーエン政策は、各都市との協約 *Conventio* によって具体化されてゆく⁽⁶⁰⁾。そして、豊かな貨幣経済を基盤する多くの都市の場合は、レガリーエンの授与は定期金レーン *Rentelehen* の性格を持ち、また一定の租税の貢納を条件とする裁判権の授与によって、帝国財政の重要な収入源となったのである⁽⁶²⁾。これらの租税は、実質上皇帝によって任命された当該都市のコンスル⁽⁶¹⁾或はポデスタをパイプとして国庫に吸収されるのであるが、その額は年三万ターレルを下らなかったとラーエヴィンは記している⁽⁶⁴⁾。しかし、こうした莫大な量の貨幣や銀の収奪は、ロムバルド諸都市の反抗を呼び起こすことになり、ロムバルド都市同盟の結成をみるに至る。一方、増大する都市側の抵抗に対抗した皇帝側にも、大きな蹉跌が待っていた。一一七六年ハインリッヒ獅子王が助力を惜しんだことから、バルバロッサはレニャーノにおける決定的な敗戦を喫した。レガリーエン政策は、その後も引き続き遂行されるが、北イタリアにおいては、クレモナやラヴェンナのような皇帝に忠実な僅かの都市を除いて、その実効性を失ってゆく。そしてバルバロッサのイタリア政策はむしろシシリアにその重点を移すに至るのである。しかしレガリーエン政策は、帝国の財政の重点が、自然経済的なものから貨幣経済的なものへと転換する契機としての意味を持ち、帝国財政が都市に依存する道⁽⁶⁵⁾を拓いたのであった。

- (1) ハンブロッサの時代に宮廷付聖職者及び宮廷書記としての活躍した Godfrid von Viterbo による『Carmen degestis Friderich in Italia』の1編『MGH. SS. XXII S. 316, (Gottfredi viterbiensis gesta Friderici, Nr. 18)
- (2) 一般史家 Maschke, E. Maschke, Der Kampf zwischen Kaisertum und Papstum; I. Juss HBDG Bd. I (1957), 4 Abs., K. Jordan, Investiturstreit und frühe Stauferzeit; Gebhards HBDG, Bd. I, § 112, 42-44°
- (3) Vgl. v. Below, Die italienische Kaiserpolitik des deutschen Mittelalters, München u. Berlin 1927, S. 85f.
- (4) v. Below, a. a. O., S. 89f.
- (5) 特にこの点に留意して『フォン・フローは、ハンブロッサのイタリア政策は、それまでのドイツ諸国王の行ったイタリア支配の伝統によって提示されたものとし、財政的な契機を軽くなよんとする v. Below, a. a. O., S. 104 の考え方は、ハッペやハラー、などを見出すものがある』J. Haller, Das altdeutsche Kaisertum, 1926, S. 206, K. Hampe Herrschergestalten des deutschen Mittelalters 1927 S. 195f. 及びマッティンやホムルの研究は、ハッペ、ハラー説を補強するものである。
- (6) レガリエン政策の一部と考えられる皇帝権の具体的な形での留保条項を持つ特許状は、早くも一一五二年三月九日、ハンブロッサが国王に選ばれた直後に出現している° (Stumpf, Nr. 3616, vgl. Appelt, Der Vorbehalt Kaiserlicher Rechte in den Diplomen Friedrich Barbarossas; MIOG, Bd. 68, S. 83) のように、これは教皇の特許状の模倣が考慮されるべきである° 本論文二八三頁註(40)参照°
- (7) Vgl. K. Hampe, Das Hochmittelalter, 4. Aufl. (1053), S. 243 u. 246 f., Koepler, S. 577f.
- (8) W. Goetz, Translatio Imperii, Tübingen 1958 S. 104f. 及び F. Schneider, Rom und Romgedanke im Mittelalter, die geistigen Grundlagen der Renaissance, Graz ND 1959, 及び P. E. Schramm, Kaiser, Rom und Renovatio 2

Te, Leipzig/Berlin 1929 など)が *Renovatio* について多くを記している。特にドイツ皇帝に關してみると、オットー三世は *renovatio imperii romani* を企てたし、ハインリッヒ四世は、一〇八一年ローマに百人隊長、トリブスの長、元老院議員を以て構成する *nova curia* を置き、一〇八四年には、ローマの貴族と共に裁判集会を持った。十二世紀以降もこうした思想は、勿論、全く姿を消したとはいえない、例えばローマ市民の叛亂の中心人物であったアルノルド (Arnold de Brescia) の支持者は、古きローマ帝国再建の理論を有していたとみられる。すなわち、彼はバルバロッサに対して、皇帝はすべての命令權を、聖職者からではなくローマ市民によって行使すべく任命されるのであり、その支配を武力だけでなく法の力によって維持すべきであり、ローマに使者を遣わし、皇帝の地位につきローマの法律家と議論するよう要請したといふ (Wibald, *epist.* 404, in *Monumenta Corbeiensia*, ed. Jaffé, Berlin 1864 pp. 539-43 (Koeppler, p. 579 A. 5) など) などの論拠として、Inst. 前文が引用されているといふ (傍線の部分)。

(9) この理論は、まず聖書の予言に基づいて作り上げられた。すなわち、「第四の帝国」については、ダニエルの予言にある第四の獣であり (ダニエル書第七章)、また支配權の移転については、伝道の書及びダニエル書にしばしば記される王の改廃についての記述 (旧約外典ベンシラーの智慧一〇一八、ダニエル書二二二、四一四、一二二、一二九、五一二等) による。すなわちベンシラーの智慧には次のように書かれている。「世界の統治は神の御手にあり、適當なる時期至らば彼その上に適當なる者を立て給うべく……」。宗主權の一国より他國に移るは、これ驕傲よりする暴戾の故なり。Regnum a gente in gentem transfertur propter iniustitias et contumelias et diversos dolos.」杉浦貞二郎訳旧訳外典に於て、ラテン文は Goez, a. a. O., S. 8. なおこの理論は、カール大王の時代には次のように示されたに留まる。Siquidem impetialis potestas, quae post Constantinum piissimum augustum apud Graecos in Constantinopolitana haecenus regnauerat sede, cum deficientibus iam inibi viris regalis prosapiae, feminea magis ditione res administraretur

publica, temporibus ipsius per electionem Romani populi in maximo episcoporum aliorumque Dei servorum consilio, ad Francorum translatum est dominium. (Vita S. Willhadi, MGH SS. II, S. 381) など、トイフ、ト一世紀の後半から活気づいたドイツにおける歴史記述の中では、この問題がその明確な形で取上げられるに附いた。例えはハントハルス年代記の作者といわれるノットハルトは次のように記している。Hucusque Romanum imperium a temporibus Constantini Magni, Helene filii, apud Constantinopolim in Grecorum imperatoribus mansit, ex hoc iam ad reges, immo ad imperatores Francorum per Karolum transiit. (Ekkhardi Chronicon Universale MGH SS. VI, S. 169) など、この問題について W. Goez, a. a. O. など「西帝国」「西地中海の諸民族」「大西地中海」三九頁以下を参照せよ。

(10) Goez, a. a. O., S. 112 兼岩、前掲、西国誌。

(11) Sicut ibi regno ad Medos translato solo nomine mansit imperium, sic et isto ad Graecos seu ad Francos derivato Urbis tantum antiquae dignitatis ac nominis manet vestigium. (Ottonis episcopi Frisingensis Chronicon ed. A. Hofmeister. IV-31 S. 223) Qualiter Karlos a summo pontifice toloque populo augustus vocatus imperium a Graecis ad Francos transtulit, sub Irene. (V-31 S. 26) Hyrene... cuius diebus orbis imperium, quod in manus feminae non digne devenerat, ad Francos transferretur. (V-29 S. 255) (Regum Romanorum) ab urbe quippe ad Graecos, a Graecis ad Francos, a Francis ad Lombardos, a Lombardis rursus ad Teutonicos Francos derivatum..... (Prol. I, S. 7) など Goez, a. a. O. S. 111-119 の西国誌参照。

(12) Exhinc regnum Romanorum, quod a Constantino usque ad id temporis in urbe regia, scilicet Constantinopoli, fuit, ad Francos derivatum est. (V-31 S. 256) (西国誌参照) など (9) のノットハルトの記載を参照。

(13) 三二三頁参照。

(14) *Salve mundi domine*

caesar noster, ave

Cuius bonis omnibus

iugum est suave.

.....

Princeps terre principum

caesar Frederice ...

一六三三年にタリン・Novaraで創られたと推定されている。(Die Gedichte des Archipoeta, ed. M. Manitius, München 1913 VII 1; Kirtel, S. 95, A. 10) なお本章冒頭の頌歌も参照せよ。更にフライジングは、アーヘンでの皇帝即位式にフランスのヘルクが出席していたことを特に強調し、バルバロッサの權威は聖界・俗界全域に及ぶと記している。(vgl. Freising, II, 3)

(15) R. Holtzmann, Der Weltherrschaftsgedanken des mittelalterlichen Kaisertums und der Souveränität, HZ. 159 (1939), S. 255. Krause, S. 15. usw. 一五七一年イギリス王ヘンリー二世は、バルバロッサ宛の書簡で次のような意味のことを述べている。皇帝は Würde の点で自分を凌ぐすなわち auctoritas imperandi を有している、国王たる自分にはそれに対しての voluntas obsequendi がある。すなわち、皇帝は法的でなく、權威に基づいて命令することは出来るが、自分もそれに従うについては自由意思によっている。こうした前提を置いて、両者の友好関係を結ぶことを提案したのであった。

(16) ウェーバー・世良訳「支配の社会学」I 三九頁以下、II 三一九頁、三四〇頁など。

世良晃志郎、封建制社会の法的構造、一九五四年第二章、第四節参照。フリードリッヒバルボロッサの治世において、ローマ的帝権の観念は、「一応ボローニヤの法律家との邂逅後、その「絶対的超越性」をとくに濃くするとみるべきであろう。

(17) これは中世最初の皇帝理念が如何に難解な問題を含んでいるかということを示している。最近のキルフェルの論文 H. J. Krikel, *Weltherrschaftsidee und Bündnispolitik*, Bonn 1959 も次のような結論を導いている。「世界支配の思想、皇帝の優越的地位及び（とりわけ西ヨーロッパの）国王主権は、シュタウフエン時代においては相互無媒介的に存在していた。皇帝がより高い地位の要求を同一の平面上での上での友好政策と合致させることが出来た際、dominium mundi 理念の原理方式面でのこれと似た調整は完成されなかった。しかしながら実際上は、これは存在していた」というのは「シュタウフエン」はかの理念を政治面で実行しようとは一度もしなかったからである。」(S. 213)

(18) 特にこの点から皇帝の地位が元來法的に権力を持たぬという論理を追求する R. Holtzmann, a. a. O., S. 256f. に指摘されるのは「マクスストスの皇帝権も Princeps = optimus civis の支配であるが、窮極的にはマクスストスの auctoritas に依存しているものである。」(vgl. F. Schulz, *Prinzipien des römischen Rechts*, 1934, S. 124)

(19) G. Deibel, *Die finanzielle Bedeutung Reichs-Italiens für die staufischen Herrschers des zwölften Jahrhunderts*, ZRG G., 54 (1934), S. 164. 一一五四年の記事をよめるのは「*Heo rex Fridericus audiens iram reprimat et eam dissimulans, verba dans bona, pecuniam quam exquirunt eis promittit, et tanquam super hoc securitate data, Veronam illesis exercitibus suis transit. Regibus itaque ultra positis exercitibus, mandat Veronensibus ut pro debita pecunia veniant.* (Vincentii Pragensis Annales, MGH SS, XVII, S. 665)

(20) Vgl. Ficker, J, S. 322 以下の諸問題については増田四郎「イタリア中世都市の成立について」西欧市民意識の形成
フリードリッヒバルボロッサといふゆる「ローマ法の理論的継受」

(増補) 所収 W. Goetz, Die Entstehung der italienischen Kommunen im frühen Mittelalter, München 1944 註 11
G. Dileher, Bischof und Stadterfassung in Oberitalien, ZRG G., 81 (1964) S. 225ff を参照せよとせよ。

(21)ex quo imperium Romanum ad Francos derivatum est,..... ut, quotienscumque reges Italian ingredi destinaverint, gnaros quoslibet de familiaribus suis premittant, qui singulas civitates seu oppida peragrando ea que ad fiscum regalem spectant, ... (Freising, II, 16)

(22) ノターニハントの一般監視を H. Conrat, Deutsche Rechtsgeschichte Bd. 1, Karlsruhe 1954, S. 364f. K. Bosl, Gebhardts Handbuch der deutschen Geschichte 8. Aufl. Bd. 1, S. 650 など。

(23) Irene Ott, Der Regalienbegriff im 12. Jahrhundert, ZRG 66, K., (1948), S. 236

(24) Ott, a. a. O., S. 236 u 253 によつた皇帝側の意図に対つては教皇側は反論するのとは必定である。例えば Placidus de Nonantula 註 De honore ecclesiae など、インノケンティウス 神の法によれば、一度教会に贈与されたものは、キリストの永遠の所有物であり res sacra であり、これは旧新約聖書によつて証明される。また教会の建立者は、聖別後はその教会に対して、請求権を持たないと主張した。なお彼のこの主張は、一一年の末（バスカリス二世の協約後）に出されたものではない。

(25) Ott, a. a. O., S. 241

(26) MGH Const. I Nr. 85 (Promissio Papae per Petrum Leonis dicta) など、その後 Paschalis II. Privilegium prime conventionis, MGH Const. I Nr. 90 によつて Ministri enim altaris ministri curie faci sunt, quia civitates, ducatus, marchias, monetas, curtes et cetera ad regni servitium pertinentia a regibus acceperunt. など、これらのものは元来国王に帰属するものとを明示している。

- (27) Ott, a. a. O., S. 258 vgl. Const. I, Nr. 107-8.
(28) Vgl. Ott, a. a. O., S. 258ff.
(29) Ott, a. a. O., S. 263 A. 123 公權と土地所有との分離、或は制度とそれの担い手との分離という点で、ノースリッチン概念の成立を高く評価し得ることは、A. Föschel, Die Regalien der mittelalterlichen Kirchen : Festschrift der Grazer Universität für 1927 (Festschr. d. K. u. L. Univ. Graz), vgl. auch die Besprechung von A. Degener, ZRG 50 K., (1930) S. 719ff.
(30) H.Mitteis, Der Stat des hohen Mittelalters, 2. Aufl. Weimar 1944, S. 372
(31) Ott, a. a. O., S. 263f.
(32) "ハートマン・フォン・メルク" vgl. Ott, a. a. O., S. 302.
(33) Vgl. Ott, a. a. O., S. 298. ハートマン・フォン・メルクの特許状中に特権を六例を見出すことが知られる。
(34) 例えばハートマン・フォン・メルク「西王母十二民」後半 Cambrai の主教に与えられた諸条に於て cum iustitiis, districtibus, moneta, molendinis, aquis aquarumque decursibus, ecclesiis, villis .. Abbatiam..... s. Gaugerici, comitatum totius terrae Cameracensis, castellaniam, castruras et hominia, quae de feodo episcopi esse constat : ad haec Novum Castellum cum iustitiis, districtibus, moneta, molendinis, aquis, casatis, forestum etiam..... (Ott, a. a. O., S. 299 vgl. Stumpf, Nr. 3507.) など、#ディレクトレン・ロバーク「西王母十二民 Gembloux 總領に potestatem faciendi castella atque munitiones circa locum Gemblaus, nundinas publicas et monete percussuram....., mercatum, theloneum, foragium vini, cambium cum maceria ac positione villici aut scabinorum et ceterorum officialium... ,
フリードリッヒ・ヴェーバー博士の著「ローヤルの野蠻的解放」 二四頁

piscarias et vicarias cum molendinis, terris cultis et incultis, pratis, pascuis, silvis .. の諸特権を与えた。(Ott, S. 299. vgl. Stumpf, Nr. 3656.)

- (35) 例えは一一五八年、トリエールの司教への銀山授与に関する文書には、'omnem iusticiam quam in argentaria in Ulmeze... habere videbamur.... cum ceteris regalibus in beneficio libere habendam....' (Ott, a. a. O., S. 298 vgl. Stumpf Nr. 3808.) またトリエールの第六世時代に、'cum omnis argentifodina ad iura pertineat imperii et inter regalia nostra sit computata....' (MGH Const. I, Nr. 327.) とあるが、これはカール五世概念の拡大がエドムにもみられる例と考えられる。なお二四五頁の対照表を参照のこと。

- (36) Vgl. Ott, a. a. O., S. 297f. ホーズルは述べる、'「レガリーエン」はフルンデンドから普及した。ミンタインは、この概念の拡張は一一五七年のフランクフルン国会以来、と云ふ。(Mitteis, Der Staat des hohen Mittelalters, 4. Aufl. S. 273.)

- (37) Koeppler, S. 584 vgl. MGH Const. I, Nr. 162

- (38) Vgl. Appelt, S. 20, W. v. Giesebrecht, Geschichte der deutschen Kaiserzeit, (1885), S. 443. 1) G. Salva iustitia Clausei は、キーゼンロートによって、教皇特許状を模倣したものと考えられている。なお二六八頁参照。

- (39) Freising, II, 16

- (40) Vgl. Flocker, I, S. 234.

- (41) クレモナなどがミラノを平和の破壊者として、つまり平和令に違反するものとして訴え、ミラノは国王裁判を忌避し、フントに触れさせた。だがバルバロッサは、ミラノと結ぶトルトーナを蹂躪したにとどまる。

- (42) F. Lütge, Deutsche Sozial-wirtschaftsgeschichte, 2. Aufl. 1960, S. 165 例えは、一一五八年の平和令第六条では、'秘密結社、都市の宣誓共同体 (confratrones) 一切を禁止し、現存するものを無効としよう。(Vgl. MGH Const. I, Nr.

- (43) Th. Mayer, Die Ausbildung der Grundlagen des modernen Staats im hohen Mittelalter, HZ 159 (1930) S. 470, vgl. I. Ott, Der Regalienbegriff im 12. Jahrhundert, ZRG 66, K., S. 273. Rahewin sagt: Deinde supra iusticia regni et de regalibus quae longo tempore seu temeritate pervadentium seu neglectu regum imperio deperierant, in manum principis regalia reddidere...., requisitque de hoc ipso iure, quid esset, adiudicaverunt... (Rahewin, IV, 7)

- (44) Koeppler, S. 585 ケープラーはこの政策がマンセートのライオンetto Maio de Bari の政策と類似していたと説く。(この人物は法律家の出であるというが、如何なる人間なのかを具体的に史料上突き止めることは出来なかった。)

- (45) Vgl. Koeppler, S. 585.

- (46) 第九条 レガーリエンは貨幣、租税、通行税、通門料、都市及びこれに類するものである。この限りにおいて、自治都市ミラノはこれらを放棄し、その分を守るものである。もしこれらがレガーリエンを利用しようと欲し、このため皇帝やその使者に不正を働くつもりなら、ミラノ人はそのために身体刑もしくは財産刑に処されるであろう。かくして、レガーリエンは神妙に支配者皇帝に返還される。Conventio cum Mediolanensibus § 9. Regalia, veluti monetam, theoloneum, pedaticum, portus, comitatus et alia similia, si qua sunt, commune Mediolanensium dimittet et ultra se non intronitiet, et si quis per usum haec obtinere voluerit et iusticiam inde coram domno imperatore vel nuncio eius facere noluerit, Mediolanenses vindictam de eo pro sua possibilitate sument in persona et possessione, et regalia domno imperatori restituent sine fraude et malo ingenio. (MGH Const. I, Nr. 174)

- (47) Rahewin, IV, 7

に於ては徐々に實際上の効果を失つてゆく。なお都市以外の場合特にグラフに對しては、皇帝の權利を具体的に留保する条項 (Salva iustitia Clausel) を持つ特許狀の形で、レガリーエン政策が行われて行く。

- (19) Ott, a. a. O., S. 278 例えはタリキナは、年間二〇〇シルバーマルクを支払うとの約定がなつてゐる。Sane ut pro his regalibus omnibus vos consules presentes et quicumque futuri estis nobis et successoribus universis nostris regibus et imperatoribus ducentas marchas argenti boni in festo sancti Martini annuatim persolvatis atque, ... (MGH Const. I, Nr. 212, (3)) 一五八一年マツチンツマ六〇〇シルバーマルクを、シラノ九〇〇〇、タムー二一〇マルク、一六二二年ブレスキンは六〇〇〇ギンド、ヒンツェンツマ六〇〇〇シルバーマルク、ポローニヤも高額の銀を支払つたといふ。その他の例など Deibel, a. a. O., S. 162 参照。當時の貨幣換算は旧シラノ貨幣に於て 20 Solidi = 1 Pfund, 37 Solidi = 1 Mark Silber, 100 Pfunde (libras) = 1 talentum なる。

(20) Vgl. Deibel, a. a. O., S. 140f.

- (21) 一五九九年のシラノに對する命令には、Sicut volunt consules vel potestates eos appellent, solummodo per nuntios imperatoris eos eligi permittant. (Ficker, II, S. 184) 又、タリキナは例 quando consules vestri mutandi sunt, si pluerint nobis, mittemus nuncium nostrum, qui consilio sapientium eligi faciat consules ad honorem imperii et salvamentum civitatis vestre, ac postea omnes electi consules investituram a nostra maiestate recipient. (MGH Const. I, Nr. 212, (2)) 又、ジャークマンの法律の potestas constituendorum magistratum ad iustitiam expediendam を具体化したものなる。et omnes iudices a principe administrationem accipere debent... の規定は、この頃、ハンノロッサによつて立法された想像された勅法 (知られぬ二つの法規) にあるもの。コンスルの任命、ポデスタ制度の導入については、Ficker, II, §294f. 参照。

(64) Ex his tamen, qui nullo iure, sed sola presumptione de regulibus se intromiserant, XXX milia talentorum plus minusve redditibus publicis per singulos annos accessere. (Rahewin, IV, 8)

(65) 世良晃志郎「封建社会の法的構造」一〇一頁以下参照。

二 ロンカリア立法における「ローマ法の影響」

レガリーエンの規定が、どの程度ローマ法によって決定されたかという問に答える場合、立法の目的からして、イタリア現行法との調和ということも考慮すべきである。規定のなかの多くのものが、全くローマ法と無縁であるとはいえない。この点でサヴィニーの説は行き過ぎている。

—— ユリウス・フィッカー⁽¹⁾ ——

本章では、一一五八年のロンカリア立法とりわけ、レガリーエンの法律について、その立法の方法、文言、法素材などを取扱うが、その目的は、この立法における「ローマ法の影響なるもの」が、具体的にどのようなものを法史

的に検証することである。

最初に一言しておかねばならぬことは、ロンカリア立法には様々のものが含まれていることである。すなわち、まず、MGHに見るロンカリア国会 *curia roncaliae* の項にも、レーン法 *Constitutio de iure feudorum* 平和令 *Constitutio pacis* レガリーエンの規定 *Definitio regalum* のほか、学者達の特許状 *Privilegium scholasticum* の四つがある⁽²⁾。ゼッケル E. Seckel によって発見された「知られざりし三つの法律」*die unbekannte drei Gesetze* も、ロンカリア立法に含めるだけの充分な根拠を持っていると思われる⁽³⁾。レーン法と平和令については、レガリーエン政策と直接の関連は持たないにしても、ドイツ国制史研究上その重要性は今更い⁽⁴⁾うまでもない。そしてまたローマ法の影響という面でも、それ以前のレーン法、平和令をも含めて、決して無視してはならないものである。以上の二つ以外のものは、レガリーエン政策と直接関連するものであり、「知られざりし三つの法律」は、レガリーエンの法律を補強するものであると推定される。「学者達の特許状」は、ロムバルドにおけるレガリーエン政策への学者達の協力・貢献に対する報酬（または、ロンカリア立法に先立って与えられたもの）と見ることが出来る。この特許状については後章で取上げることになるが、そのほかレガリーエン政策に関連あるものとして、バルバロッサによって、イタリアやブルグンドの貴族に与えられた皇帝権の留保条項をもつ特許状をも一応考慮に入れる必要があろう。

(一) ラーエヴィンの記すところによると、バルバロッサは、第二回のイタリア遠征において、九月にミラノを開門させ、平和条約を結んだが、十一月十一日の聖マルティン祭に、恒例の如くポー河畔ロンカリアに国会を招集した。ミラノ人の復讐を警戒して、もののしい陣立てのうちに開かれたこの国会には、ドイツ側の聖界、俗界諸侯に加え

て、イタリア側からもミラノの大司教をはじめとして各都市の司教達、コンスル、裁判官など多数が列席したと、伝えて⁽⁸⁾いる。バルバロッサは、参集した者達のうちから司教達及び少数の俗界諸侯を、特に信頼に足るものとして選び、法制定の諮問会を構成した⁽⁷⁾。この準備会に三日を要した後、まず、皇帝自ら、参会者全員に、皇帝権の力と法について、演説を行った⁽⁸⁾。これは絶大なる賛同を以て迎えられ、ミラノの大司教の演説をはじめとして皇帝の威徳と権威をたたえる讃辞が終日続いたといわれる。次の日に、国王裁判が開かれるが、この際にボローニヤの博士達も同席していたことが記されている。次いで、レガリーエンの記述がみられる。皇帝は帝国の正義とレガリーエンの問題について熱心に論じた、すなわち現在それを所有する者はその根拠について口実を持たず、故にそれは皇帝の手に返還さるべきことをミラノの例を挙げて説き、レガリーエンを具体的に例挙げたというのである⁽⁹⁾。更にラーエヴィンは、個々の都市のボデスタ、コンスル、その他の役人が、人民によって選ばれると同時に、皇帝の荣誉と市民と都市の権利を護持することを良く知るべきものであると記し、更にこれらのことが忠実に守られるよう、すべての都市による宣誓がなされ、そのための保証人 *padre* が皇帝によって選ばれたとい⁽¹⁰⁾う。この次にレーン法及び平和令についての叙述がなされるが、僅かに、過去の法記述が不充分であるという前置きのみで、二つの法文を記すにとどまり、ロンカリア立法についての叙述を終っている⁽¹¹⁾。このように、ラーエヴィンの記すところによると、レガリーエンに関する取り極めは、一応イタリア諸都市を対象としていること、レガリーエンは元来国王に帰属しており、その不法な占有を返還せしめること、そして改めて皇帝の任命する者に支配が委ねられること、立法の手續は、伝統的(ドイツ法的)なワイステウムによっていること⁽¹²⁾、等が明らかにされている。唯、ラーエヴィンは、ボローニヤの博士達が、立法に

関与した事実に触れていない。この点については、オットー モレーナ Otto Morena が、後日開かれたコントレブアでのロムバルド諸都市の裁判官にボローニャの四博士を加えた小会議の様子を記している。この会議においてもワイステウム(13)の形式によって、各都市の承認がなされ、かつレガリエンの法規が書き記されたと伝えられる。

この立法の手続は明らかにワイステウムであるが、同時に制定されたレーン法や平和令の場合も、皇帝による宣誓がみられない点に注目するなら、実質的な意味での立法であると考えられることも出来る(14)。しかしながら、皇帝の絶対的地位やその立法権が、以前から示され、この国会の場でもミラノの大司教オベルトス Obertus de Milano の特に強調するところであったにもかかわらず、絶対主義的な立法の方向は明示されたとはいえず、かえって成文法制定に対しての慎重な態度さえうかがうことが出来るのであって、新旧の（立）法思想の混合状態として見てとることが出来るであろう。レーン制と官僚制、ドイツとイタリア、自然経済と貨幣経済、まさに夫々二つの要素が噛み合ったものの、ロンカリアの立法全体を、こうみるとしても大過あるまい。

(二) このロンカリア立法にみる諸法文を形式の面から考察してみよう。

レーン法、平和令については、全く問題がない。というのは、MGHにみる法文——封建法書に挿入されたもの——と、ラーエヴィンが伝えるものは、全く一致しているし、更に重要なことは、二つの法規が、いずれもその冒頭で、「永遠に尊厳にして、神の恩寵を受けしフレデリクス ローマ皇帝が、その帝権に服するすべての臣民に（命ず）(15)」という文言を謳っていることである。そこで、この二つの法規は、ラーエヴィンも記すように、「従来ラテン人によって不充分にしか書き記されていないため、すべてのレーンの諸権利が誤って用いられている。こうした現状から、

皇帝が告知し⁽¹⁸⁾、恐らく、諸侯の求めもあって、皇帝文書の形で残されたものであろう。

ところが、レガリーエンに関する法規は、多くの問題を含んでいる。第一に、MGHの、つまり封建法書に挿入されているレガリーエンの規定は、レーン法及び平和令の場合にみられる冒頭の文言を欠き、いきなり *Regalia sunt*... で始り、レガリーエンの例挙で終る。そしてその文言は、ラーエヴィンの記すものとは、全く異っている⁽¹⁹⁾。

従って、この「レガリーエンの規定」は、皇帝文書として残されたものではなく、レガリーエンが口頭で挙げられた場に居合せた者が、メモ風書き記したものであるとの推定がなりたつであろう⁽²⁰⁾。しかも、レガリーエンの列挙が、ロンカリアの国会と、その後コントレビアで開かれた諸都市の裁判官達の小会議との二回行われたと見るなら、ラーエヴィンの記すものは、前者の場合、封建法書の「規定」は後者でのものとも考えられよう。正式な皇帝文書が作られなかった理由は、まずロムバルド都市の側からの要求がなかったこと⁽²¹⁾、各都市との *conventio* が予定されていたことなどが考えられよう。

更に、裁判官の任命に関する立法があったことが、ほぼ明らかになっていることは前に述べたところであるが、これらはその存在が封建法書の外典の手写本に付言され⁽²²⁾、更にバルドスのコンシリアにその一部の引用が発見されて、部分的に再構成されているにとどまる⁽²³⁾。更にレガリーエンの法律に間接的に関連あると思われる「学者達の特許状」も、MGHの原文についての史料批判が提起されるなど⁽²⁴⁾、とにかく、レガリーエンの法律に関係ある法文は、今に至るも極めて不確実な要素を含むことを念頭に置かねばならない。

今、MGHの *Definitio regaliū* を取り上げてみても、これは単にレガリーエンの対象を、雑然と列挙したもので

しかない。記述の順に従って順次挙げてゆくと、その数は二五である。(1) arimannie 屯田兵の諸給付、(2) vie
 publice 公道(通行料)、(3) flumina navigabilia et ex quibus fiunt navigabilia 航行水路(料)、(4) portus
 港湾、(5) ripatica 灌漑用水料、(6) vectigalia, quae vulgo dicuntur tholonea 貢租、(7) monete 貨幣鑄造、
 (8) mulctarum penarum compendia 賠償金余剩、(9) bona vacantia 相続人不明の財産、(10) et quae
 indignis legibus auferuntur, nisi que specialiter quibusdam conceduntur. 相続不適法なる財産、(11) bona con-
 trahentium incestas nuptias 近親相姦者の財産、(12—13) et dampnatorum et proscriptionum secundum quod
 in novis constitutionibus cavetur. 新しい勅法により有罪もしくは追放刑に処せられた者の財産、(14—17)
 angariatum et paragariarum et plaustrorum et navium prestationes 街道、枝道、水路の、人及び貨物の運送
 (料)、(18) extraordinaria collatio ad felicissimam regalis numinis expeditionem 国王遠征に際する特別抛入金、
 (19) potestas constituendorum magistratum ad iustitiam expediendam 役人任命権、(20) argentarie 銀鋌、
 (21) palatia in civitatibus consuetis 宮廷 || 都市裁判権、(22) piscationum redditus 漁獲収入、(23) et salinarum
 塩坑収入、(24) et bona committentium crimen maiestatis 大逆罪人の財産、(25) et dimidium thesauri inventi
 in loco cesaris, non data opera, vel in loco religioso; si data opera, totum ad eum pertinet. 皇帝領及び宗教
 的なる場所の埋蔵物の半分、(発見に際して労力を要した場合にはすべて発見者に帰属)、以上の二五の項目を通じて、
 明らかにローマ法すなわち corpus iuris civilis の引用と認められるものは、(25)の埋蔵物に関する規定にみる Inst.
 2, 1, 39⁽⁸²⁾と表現の上のみに影響があると考えられる(18)の ad felicissimam... numinis expeditionem と、

う文言⁽²⁷⁾であるとされている。この結論はサヴィニー以来のもので、フィンスターワルダーを経て今日でも一般に認められている。⁽²⁸⁾従って一般的に見るなら、このレガリーエンの規定はゲルマン的なものであるといわれるのである。確かに、レガリーエンという用語はローマ法にはないし、前に記したレガリーエン概念の発展の経過からみても、その内容は極めて流動的であり、国王の政策によって変化する可能性をもっている。元来、慣習的な存在であるレガリーエンを、すべて成文法の根拠で立証することは不可能である。⁽²⁹⁾従って、ローマ法の影響が先に述べた程度であれば、非ローマ法的⁽³⁰⁾レガルマン的という結論を引き出すことは、ドイツの法史学者の常識であろう。

だが、その結論が出る前に幾つかの問題がある。フィンスターワルダーは、この規定の立法手続がワイズテュウムによることに、ゲルマン⁽³¹⁾的性格を読みとろうとする。この場合のワイズテュウムが、単なる形式的なものでしかないとの評価を下すことも出来るわけであるから、手続がドイツ法的であるからといって直ちに、そこで発見された（そして記述された）ものがすべてドイツ法的というわけには行かないであろう。次に問題になることは、ローマ帝政期の皇帝権を頭に浮かべると、ここに挙げられた多くのレガリーエンは、同時にローマ法上の皇帝権でもあり得たのではないかとすると、これらのレガリーエンの規定には、もっと多くのローマ法からの引用があるのではないかという点である。表現上ローマ法的表現によるものとはかく、内容的にみてローマ法文上も皇帝ないし公のものとしてあるものは、⁽²⁵⁾以外に十六もある。⁽³⁰⁾ただそれらのものは、明らかにローマ法からの引用の根拠となるような表現上の一致点を持っていない。従って一体これらのものが、ドイツ国王の罰令権に由来するものか、ローマ法に基づくのか、アポリアにさえ導かれよう。⁽³¹⁾しかし、この問題は、ロムバルドにおけるローマ的遺制、事物のラテン的表示が

かなりの部分を占めていると考えることも出来る。こうしたことを考慮しながらも、一般にこの立法が非ローマ法的であるといわれるのは何故であらうか。

なるほどここに列挙されたレガリーエンは二五あるが、バルバロッサのレガリーエン政策からみて、法的に重要なものは何であらうか、(25)の埋蔵物の規定であらうか。これら二五を、三つのグループに分けると、裁判権、その担い手たる役人の任命権、財政的利用権となる。バルバロッサのレガリーエン政策は、ロムバルド諸都市から貨幣を収奪し、皇帝の国庫を豊かにすることであるが、その目的を達するためには、皇帝に忠実な役人すなわち *Reichsunmittelbar* を諸都市に置く、つまり官僚制的な行政組織を造り上げることが先決問題であった。そこで、レガリーエンの定義の(19)及び *lex Omnis* は、数多、レガリーエンのうち最も重要なものと考えられるのである。(19)は、ローマ法の識者がいたとしても、法文上の引用は恐らく不可能であらう。帝政末期に実質的には皇帝が官吏の任命権を把握したにしても、ローマ法上官吏(特にコンスル)の任命は、市民による選挙に基づくのであり、現にその遺制? としてロムバルドの自治都市では、この共和政の原理が支配していたのである。従って、ここで官吏の任命権を皇帝が持つとすれば、ドイツ国王による *Bannleite* によるほかはない。この点から、この法規がドイツ的であるという主張がなされるのである。またこの項目を補うものと考えられる *lex Omnis* には、まずすべての *iurisdictio* と *districtus* とが皇帝 *princeps* に帰属するとし、支配権をもつ者すべて *omnes iudices* が皇帝から *administratio* を受けねばならぬと規定している。フィンスターワルダーの説くところによると、通常裁判権ないし裁治権と訳される *iurisdictio* は、裁判高権の意味を持ち、裁判管轄権と訳される *districtus* は、かつてブルンナーが *Obrigkeits* の

指標と述べたように、ドイツ国制史の Bannbezirk を指している。しかもこの両者を並列させるのは正にゲルマン的な法感覚であるとし、従ってここに administratio と示されたものは bannus et potestas iudicandi であり、まさに Bannleite が法文全体によって明らかにされているというのである。⁽³³⁾しかし皇帝に princeps という表現が用いられている点は、ローマ法的用法と考え、更にこれに続く役人の宣誓についての規定も、この種の Amtseid は Lehnseid、しかし、知らぬゲルマン法にとっては異質のものであり、これについては他の要素例えばギリシャ的な Nov. 8 の引用を考慮せねばならないという。⁽³⁷⁾このように、レガリーエンに関する法律を、ゲルマン的及びローマ的な要素に分けてしまう手法がとられるのであるが、アベルトも指摘するように、そのいずれともつかぬ、ランゴバルト特有の制度——ローマの遺制及びランゴバルト的な法形成物——の存在が考慮されるべきであろう。(1)の arimannie などはその代表的なものであろうし、上述の Amtseid もアベルトは、当時のイタリアの法生活上生きていたと考えている。⁽³⁸⁾更にこの Amtseid に関しては、フランク時代からの遺制をも考えねばならない。この点はシャイヒンクが指摘するところである。⁽³⁹⁾またレガリーエン政策全体についてみれば、皇帝権の留保条項 salva iustitia Clausel を持つ特許状における教会法制的模倣の問題もある。⁽⁴⁰⁾こうした点を考慮するなら、レガリーエンに関する諸法規が実は様々の法素材からなりたっていることが指摘されるのである。

基本的にみれば、バルバロッサの政策は、地域を問わず、レーン制による支配であったといえよう。⁽⁴¹⁾それはまさにドイツ地域における支配原理であった。しかし、これをすでに封建的国家構造が殆んど崩れている北イタリアに適用する場合には、それを大幅に変更せねばならなかった。レガリーエンに関する法律に見る様々な法素材の混合は、ま

ずドイツとイタリアとの構造上の著しい差異によって説明されよう。国王罰令権に基づく *Bannleite* は、すでに *missi domini* を出発点とするランゴバルト法の発展が生み出した官僚支配の萌芽と結びつかざるを得ないのである。更に注意を要することは、北イタリアにおいては封建的な *Reichsantler* の法感覚がなく、裁判権に關しても、*iurisdictionis ordinaria* と *iustitia delegata seu demandata* とのローマ法的な区別がなされていた。⁽⁴⁵⁾ 従って、實際はドイツに居住し、封建的な感覚でいるドイツの貴族が、イタリアの書記によってローマ法的な *Amsträger* として書き記される可能性は充分にあった。⁽⁴⁶⁾ あえてレガリエンに關する法規の各項目をローマ法かゲルマン法かに区別しようとするなら、まさにドイツ的なものにローマ（法）の衣を着せたものという表現が適合するものも多いと思われる。それでは、これらの法律を書き残した人物は誰であつたろうか、ロンカリア立法と常に結びつけられるポローニヤの博士達であらうか。

(三) われわれは、以上の叙述によつて、ロンカリア立法のレガリエンに關する諸法規について、ローマ法の直接引用が意外に少いことを確認した。しかしたとえそれが僅かであっても、それをもう少し追求してみる必要がある。この引用を行ったものが誰かということをは明らかにすることによつて、當時の法学者の機能、當時の法律の知識の用途をおぼろげながら知ることにもなる。

先に挙げたレガリエンの（18）は、内容は無關係ながら、*Contextus* からその表現を借用していると述べた。まづこの問題を取り上げてみる。こうした表現上のローマ法文の影響は、何もこのロンカリア立法に始つたわけではなく、十二世紀のドイツ皇帝法には幾つかの例を見ることが出来る。それは、美辭麗句めいた極り文句、權威高揚を狙つた

莊重な表現の類である。ロタール三世が一三三六年同じくロンカリアの地で制定したといわれる *Constitutio de feodorum distractive* ⁽⁴⁴⁾ にて *Lotharius divina favente clementia tercius Romanorum imperator, pius, felix, inclitus triumphator, semper augustus universo populo. とうとう書き出し*、更に *Imperialis benivolentie proprium iudicamus, comoda subiectionum investigare et eorum diligenti cura meliori calamitatibus* とある。前者には *D. Deo auctore* の表題 ⁽⁴⁵⁾、後者には *C. 5, 4, 23, pr.* ⁽⁴⁶⁾ の模倣を読みとることが出来るし、またこの皇帝法には他に二つのいずれも *Codex* からの引用が認められる。 ⁽⁴⁷⁾ 十一世紀までのドイツ皇帝勅法上、こうした文体上のローマ法文の模倣の例は殆んど無きに等しい。バルバロッサの時代に入って、一五四年十二月第一回イタリア遠征に際して制定されたレーン法 ⁽⁴⁸⁾ にも、同様の例を見出す。すなわち *Fredericus Dei gratia Romanorum rex et semper augustus. Imperialem decet solertiam ita ... gerere et subiectionum comoda investigare,.....* 更に *nostre felicis expeditionis* とういう表現もみられる。これらはいずれも一一三六年のロタールのレーン法にも使われた表現であり、特に後者は、一一五八年のレガリーエンの規定にも用いられている。そして一一五八年のレーン法及び平和令にも幾つかのこうした表現上のローマ法文模倣が見出されるのである。 ⁽⁴⁹⁾ こうした用例の最も古い例として、オットー三世の *Capitulare de institutio* ⁽⁵⁰⁾ を取上げるとすると、これらすべてのものが、イタリアで書き記されたものであることに気付くのである。すなわち、オットー三世のこのカピトラリアは、パヴィア法書 *Liber Papiensis* に挿入されている点から考えて、 ⁽⁵¹⁾ イタリアで成立したものと推定が成り立つし、他の皇帝法はすべてロンカリアで作成されたものである。

模倣されたローマ法文を見ると、大部分が *Codex* であることは、これらが皇帝の勅法であることから、当然

と思われるが、*Digesta* を用いた場合も、序文の表題とか、*De diversis regulis iuris antiqui* (D. 50, 17) とかの比較的平易な部分からとられていることに注目せねばなるまい。こうした点から、これらの勅法の書き手は、ローマ法文についての或る程度の——例えば修辭学的な——知識の持ち主であればよいのであって、特にボローニャの法学者である必要は認められないのである。そこでこれらの勅法を書き記した者、それは北イタリアの書記 *notarius* であろうとの推定は一応成り立つであろう。⁽⁵²⁾これに反してバルバロッサの一一五二年の平和令は、ドイツで書き記されたものであるが、これには、明らかにローマ法文を模した表現は見出されないものである。

問題のレガリーエンの規定について更に検討してみると、すでに指摘したように、まず⁽¹⁸⁾には、一一三六年及一一五四年の皇帝立法にすでにみられる C. 1, 2, 11 の表現があるが、更に⁽¹⁴⁾には *secundum quod in novis constitutionibus* とする Nov. 134, c. 13, § 2; 3 による表現をみる。⁽⁵⁴⁾ところが、この規定中には、単に表現上にとまらず、否むしろ内容をとった⁽²⁵⁾がある。この点をどう考えるべきであろうか。

まず⁽²⁵⁾は Inst. 2, 1, 39 からの引用であることに留意する必要がある。すでに十二世紀の中葉においては、*Digesta* 以外のローマ法⁵⁵つまり *Codex*, *Institutiones*, *Novellae* は、その抜萃書 *Epitome* の形またはその原典が或る程度普及していたと考えられており、深い法学識のないものによる引用も決して不可能ではなかった筈である。*Digesta* はまさにその難解さの故に註釈学派による媒介を必要としたのであるが、*Digesta* の法文のみを根拠とするものがこの規定に存在しないことは、少なくとも、この規定が四博士達の手によって書かれたものであると断定することを躊躇せしめるのである。しかしだからといって、この規定が書記によって記されたという結論を下すのにも慎

重でなければならぬであろう。アペルトは、この推論を強調するが、その理由は、表現上の問題、つまり一三六年、一一五四年の皇帝立法そしてこの規定に共通にみられる *Quoniam* の表現模倣のみである。私は、それに、引用法文の種類の中に *Digesta* のない点を付け加えてみたが、それはあくまでかの推論を幾分か補強するに留ると考えている。

一体このレガリーエンの規定が何時、何処で記されたかも問題である。ラーエヴィンの記述によると、それはロスカリア（十一月十四日頃）であるが、モレーナの記すところによると、コントレヴィア（同月廿三日）である。それによると、小会議が終つて後、会合した者達は諸侯達やロムバルドのコンスル達の目の前で、皇帝に帰属するレガリーエンのすべてを書き記した。⁽⁵⁶⁾とあるに過ぎず、特に四博士を挙げてはいない。そこで、一応、書記によるメモ⁽⁵⁷⁾としてこの規定を考えるのが最も適当とおこう。しかし、こうした推論はこの規定の立法における四博士の活動を全く無視することを意味するわけではない。唯彼等は、この規定を直接書き記した者でないらしいこと、またこの規定の文言について、ローマ法文を引用するという、細部の助言を行なかつた、少くとも現在残されている史料上、その積極的な立証は不可能であることを示すに過ぎない。⁽⁵⁸⁾従つて、この規定の文言によつて、ローマ法の決定的影響がポローニャの四博士の手によつてもたらされたと断言することは出来ないのである。四博士達の影響力、それはより高度の次元で考へねばならないが、それは次章で展開される。

(四) より一般的な面で、ロンカリア立法全体に関連する問題として、この国会におけるミラノの大司教オベルトスの演説⁽⁵⁹⁾の中に、ローマ法が引用されていることも取上げねばならないであろう。皮肉なことに、この場合が最も完全な

形で、ローマ法文が引用されているのである。すなわち、まず彼はこの演説で、皇帝バルバロッサの戦勝、それによる平和の到来を祝し、皇帝の権威と威徳を讃え、人間に与えられた自由が再び蘇ったとし、その自由の享受について、支配者の地位を、まず創世記一―二八を引用しつつ、一人の人間による他の人間の支配を説いている。そして、以前の支配が残忍、不正を極めたことを詳しく述べながら、平和が蘇り、正義による支配の再建、このことが如何に素晴らしいことかと述べて、皇帝の支配権は、空の鳥、海の魚にまで及ぶことを再び強調する。そこで、法・正義・帝国の栄誉一切が皇帝一身に帰属すると説くのであるが、特に立法の権利が、人民によって皇帝に委譲されており、皇帝の意思が法である論拠として、「君主の好むところは法規の力を有す。けだし、人民は君主に自己のすべての権力を譲渡したが故なり……」という Inst. 1, 2, 6 または D. 1, 4, 1, pr. の文言を引用している。⁽⁶²⁾ そして最後に、「善きこともあり、悪きこともあるのが当然なのだから、皇帝は人民保護の義務を負い、これを支配する権利を持つといつて終っている。こうした主旨で、皇帝礼讃の言葉を随所に差し挟みながら長々と述べているが、この中には多くの問題を見出すことが出来る。

第一に、同時代の多くの皇帝頌歌と同じく、皇帝については、平和の担い手、人民の保護者、世界の支配者という比較的単純な皇帝観によって支えられ、いきなり支配者の地位を創世記から引き出している。

第二に、「善きこともあり、悪きこともあるは自然の理」という表現を、D. 50, 17, 10 から引いている点で、これは、前項で問題にしたローマ法文からの表現借用と軌を一にしているものと考えられる。こうしてみると当時 D. 50, 17 は(法) 諺集として用いられていたともみられよう。

第三は、問題の中心ともいえる、Inst. 1, 2, 6⁶⁵の引用である。絶対主義的皇帝立法権の思想は、実にここに始まるとさえいわれる。この引用について、その影響・効果といった面は後にして、引用自体の問題を考えてみよう。

ラーヴェインの遺した記録によると、引用は *Quod principi placuit, legis habet vigorem, cum populus ei et in eum omne suum imperium et potestatem concesserit. Quodcumque enim imperator per epistolam constituerit vel cognoscens decreverit vel edito preceperit, legem esse constat.* とあり、多少の字句の変更⁽⁶⁶⁾はあるが、Inst. 1, 2, 6 前半の引用であることは疑ない。しかし、この法文の源である D. 1, 4, 1, pr. でもあり得る。この二つの法文は当然のことながら実によく似ている⁽⁶⁷⁾。今日われわれが手にするモムゼンの校訂本によれば、両者は似ているとはいえず、……*omne suum imperium et potestatem concessit.* (Inst.) と——*conferat.* (D.) の部分が違っている。そこで、当該の引用文は、Inst. によると考えることが出来る。ところが、アクルシウスのグロッサを付した、通常グロッサ付コルプス ユリス キヴィリスとわれわれが呼び、近世近代に広く利用されていたものによると、両者とも、この問題の語に *contulerit* をあつてゐるもの⁽⁶⁸⁾、或は Inst. では *contulerit*, D. では *conferat* とするなど、時称の違いこそあれ同じ *conferre* を用いており、更にこの語のグロッサによりそれが *transfere* の意であると説明されている⁽⁶⁹⁾。十二世紀に用いられたユスチニアヌス法典の法文がどのように記されていたかは知る由もないが、Inst. も D. も全く同じ表現をとっていた可能性はあろう。

しかしこれが Inst. 1, 2, 6 によるのではないかという推定は、前項で記したように、当時の法学の知識は専門の学者以外、専ら D. 以外の諸法文を主体としていたことからなされるが、もう一つそれを或る程度補強するものと

として、この同じ法文が、過ぐる聖職叙任権闘争期に引用の前例を有していたという事実がある。これは中世の人民主権論の問題⁽⁷¹⁾として取上げられているが、一〇八〇年代、皇帝側のラヴンナの一法律家（恐らくはペトルス・クラッス・Petrus Crassus）が、教皇によって皇帝が罷免され得ぬことを、この法文を引いて論証しているのである。カル・ヨルダンの記すところによると、これは、例の Donatio Constantini に對抗する意味を持つもので、カール大王に對する Donatio Papae と同じく一連の偽書の一の Privilegium maius Leonis VIII. であつて、例えは、*Potius itaque Romanus concessit ei et in eum omne suum ius et potestatem.* など Inst. 1, 2 (*De iure naturaliet gentium et civile*) の諸法文を用いて、人民による皇帝への権力の譲渡、その奪還不能を論証し、よつて皇帝（ハインリッヒ四世）の罷免不能の根拠付けを行っている。しかしこの偽書の書き手は、これ以上法的に皇帝権の絶對性を高めようとはしていない。彼によれば、Inst. 前文にある如く、皇帝もまた法規には拘束されると考えていたのであつた。⁽⁷⁴⁾

この偽書の作者はほぼクラッスと推定されている。⁽⁷⁵⁾ 彼は最初の皇帝法曹であり、少からざるローマ法の知識を有していた。彼はローマ親族法を用いて国王の王位繼承を説明しようとしたといわれる。⁽⁷⁷⁾ しかし、その著書に引用されたローマ法を検討した結果として、マックス・コンラートは次のようにいう。「彼はその著作で、Inst. Codex 及び Epitome Iuliani を用いているが、D. については名前のみを知っていたのである」⁽⁷⁸⁾ と。ヨルダンはこの同じ法文が、後年今度は皇帝立法権の根拠としてロンカリアで引合に出されることを付言しているが、勿論このみで D. からではなく Inst. からの引用であると断定することは出来ない。しかもミラノの大司教オベルトゥスが、どのような学歴の持

主かは今までのところ詳にし得ない以上、推論の域を越えることは出来ないのである。

第四の点は、この皇帝立法権の論証がいかなる効果を与えたかという点である。これは今までも触れる機会があったので簡略にとどめるが、皇帝が法に拘束されないという見解はすでにフライジングも述べており、更に具体的な立法を前にして、こうした法的論証もなされたにも拘らず、ロンカリア立法は伝統的なワイステウム（80）の形式で行われており、バルバロッサ及びその側近達の立法思想は、伝統的なものを一挙に否定するようなものではなかった。しかも、対ロムバルド諸都市の場合にも、わざわざコントレピアで小会議を持ち、各都市の代表者達の賛同を求めているのであるから尚更のことである。

しかしロンカリア立法を契機として、バルバロッサの法意識は変化し始めるとみななければならない。それはむしろボローニャの博士達の影響により漸次変化したとみるべきであり、オベルトスの発言にみる絶対的な皇帝の立法権の思想は、フリードリッヒ二世の時代に宮廷の中に完全に浸透したと考えられる。この時代になると、皇帝は生ける法 *lex anima in terris* であり、法から自由である *princeps legibus solutus* と皇帝文書にうたわれるのである⁽⁸⁰⁾。

少くともロンカリア立法の場合にはオベルトスの「皇帝立法権」は、他の皇帝理念とともに、バルバロッサの政策を推進するための力とはなったかもしれないが、それはあくまで国会における雰囲気醸し出す程度のものでしかなかったと考えられるのである。

支配権移転の理論を基礎とする歴史作家達の皇帝理念、頌歌に歌われた皇帝礼讃の文句、これらを背景としてバルバロッサの政策は進められて来た。この意味において広い意味でのローマ的思想の影響を認めることが出来よう。し

かし、ことロンカリア立法上の「ローマ法文の継受」という問題になると、その決定的な痕跡を見出すことは難しい。ロンカリア立法に関して残された史料からは、一応このような結論を導かざるを得ないのである。

次章に残された問題、それは本論文の核心となるべきものであり、ボローニャの四博士を廻って繰り展げられる。

(1) Ficker, III, S. 401f.

(2) MGH Const. I, Nr. 175-178

(3) E. Seckel, Quellenfunde zum lombardischen Lehnrecht insbesondere zu den Extravaganten-Sammlungen; Sonderausdruck aus der Festgabe der Berliner Juristischen Fakultät für O. v. Gierke, 1910, S. 88ff. (東北大学助教授の御高配に蒙る)。Der Liber Ardizonis (Compiatio feudorum secundum Ardizonem) vgl. Finsterwalder, S. 16f. なおこの法規の存在はバルトスのコンシリアでの引用によっては証明される。フィッカーもこの法規の存在に触れてゐる (Ficker, III, S. 401)。註②参照。

(4) 堀米庸三「中世後期における国家権力の形成」史学雑誌六二一二、参照。特に問題となるのは平和令による地域的平和団体の形成意図が読みとられることと、これは例の皇帝理念と平和運動との合流とみることも出来よう。

(5) Rahewin, IV, 1-10 の事柄を概観せしむる Vincentii Pragensis Annaless (MGH SS, XVII, S. 675), Annales Heribolensis (MGH SS, XVI, S. 9) 等なるもの、更に Otto Morena, Anonymus de rebus Laudensibus (MGH SS, XVIII, S. 607f) od. Historia rerum Laudensium, ex codice Ambrosiano et ex editio Osio (Muraorti rerum italicarum scriptores, tom 6, S. 1015f.) はラーヘヴィンの記をも詳しい事情を語つてゐる。なおこれらはいずれもドイツ人の手になるものであり、イタリア側の立場からのもの、例えば、ミラノの手になるといわれる Gesta Federici

フリードリッヒ バルバロッサといふゆる「ローマ法の理論的継受」

I. Imperatoris in Lombardia auct. ciye Mediolansi (Annales Mediolanenses maiores) (MGH SS, R. G. in usum schol., 1892) は、ロンカリア立法について全く触れてゐない。vgl. Finsterwalder, S. 2ff.

(6) この年の秋九月下旬、オットー・フライジングはモリメント修道院領へ向う途中死去している。ラーエヴィンは彼の従者 (Kaplan) であったが、師の死をバルバロッサに報じ、この国会の有様を実際に見たと推定される。Porro qui principes optimates eidem curie interfuisse a nobis visi sunt.....(Rahwein, IV, 3)

(7)sols episcops cum paucis admodum principibus consilii sui participibus iniegit, quatenus divini timoris consideratione de salubri consilio/in Italia rebus ordinandis ita secum deliberent,(Rahwein, IV, 3) ＊ローニャの博士達がこの席にはいなかったことは確実視されてゐる。(Koepler, S. 587)

(8) 演説の要旨を拾うと「皇帝のローマ帝国支配は、天地のすべての権力の根源である神の秩序に基づくのであり、皇帝はその義務として潰神を防ぎ、平和を確保するものである。そのために皇帝が持つ権利、神法、人法上の地位については良く知るところであるが、なお、国王の名をもつ者として法に適った支配を心掛けるつもりである。だが、帝国の尊厳を傷つける者に対しては容赦はしない。平和になった今、武器によるのではなく、法によって (legibus) 治めることになった。われらの配慮によって、市民の諸法が完備しているに反し、帝国諸法の多くは、かつての効力を持たず、忘れ去られた。そこで皇帝の力と汝等の配慮によって、再び陽の目をみるようにしたい。だが法の制定については、それが適当なものか慎重な考慮が払わるべきである。」(Rahwein, IV, 4) なおこの演説の記述は、多分にフィクション的な面があり、表現の点でラーエヴィンがローマ時代の歴史家 Sallust の筆を模した部分が認められるところ。(Koepler, S. 584)

(9) Rahwein, IV, 7

(10) Rahwein, IV, 9

- (11) Rahewin, IV, 10-11.
- (12) Finsterwalder, S. 7, Appelt, S. 33, Schröder-Künßberg, Lehrbuch 6. Aufl. S. 246 ハーバー・世良訳「支那の社会学Ⅰ」三九一四〇頁参照。
- (13) Otto Morenæ Anonymus de rebus Laudensibus: MGH SS, XVIII, S. 607f.; =Ottonis Morenæ Historia rerum Laudensium: Muratorius, Scriptores tom 6, S. 1015f. 詳細はついで二九六頁以下参照。
- (14) ミッタース・世良訳「ドイツ法制史概説」二五〇頁参照。
- (15) すでに一一五七年「フライジントは「バルバロッサに「年代記」を献するに際して「国王様だけは「法を超えた存在であり、神の審判を受ける世俗の法諸に拘束されなく」 soli reges, utpote constituti supra leges, divino examini reservati seculi legibus non cohibentur. (Ottonis episcopi Frisingensis Chronica, ed. v. Hofmeister, 1912, S. 1; Krause, a. a. O., S. 32 a. 123) と記している。
- (16) ローテ法 (Inst. 1, 2, 6) を引用して「皇帝の立法権を証明したため」 (Krause, a. a. O., S. 32) 絶対主義的立法思想の出現として引用されるのである。(例えば W. Ebel, Geschichte der deutschen Gesetzgebung, 2, Aufl. S. 45f.) など、この演説の要旨及びローテ法の引用の問題については、二七三頁以下参照。
- (17) Fridericus Dei gratia Romanorum imperator et semper augustus universis suo subjectis imperio. (MGH Const. I, Nr. 176. vgl. Nr. 177, 148 u. 120.)
- (18) Rahewin, IV, 10
- (19) 前章二四五頁の対照表参照。この対象表にみるとおり、レガリーエンの規定は Astu との協約とも明らかに異っている。単に表現のみならず、内容の点でも前者にあるものが、後者で落ちているものがある。しかも、このアスティの場合や更に
フリードリッヒ バルバロッサといわゆる「ローマ法の理論的継受」

翌年の二月に作成された或るイタリヤのグラーツに於ける特許状に於て 'Hec itaque regalia esse dicuntur, unde..... cactraque regalia nobis in curia Roncaliae adjudicata sunt. (MGH Const. I, S. 244) と記述するのを以て、此様な特許文書に於て残存したものは、考へらるべきであらう。

(20) Vgl. Appelt, S. 21f.

(21) Appelt, S. 21 に引かれたその反対の例として挙げられている 'シエーリンゲン及びマートンとの協定及びコンスタンチンの和約に、特許文書とある要求に基いて成文化をなしたところ。

- (22) Die Extravaganzen-Sammlung des Codex Vindobonensis, (II) De feudis et beneficiis constitutiones regales imperiales et decretales, (28) Idem (Imperator fridericus). Omnis iurisdiclio et omnis districtus apud principem etc. (29) Idem. Palacia et pretoria etc. (30) Idem. Tributum dabatur etc. der liber Ardzonis (Complatio feudorum secundum Ardzonem), R. Que sint regalie. Capitula et leges sunt hee: 1. Regalie (Ext. II. 27, II. LF. 56). 2. Omnis (Ext. II, 28). 3. Palacia (Ext. II, 29). 4. Tributum (Ext. II, 30), E. Seeckel, a. a. O., S. 38f. u. 97.
- (23) In Christi nomine Ad euidentiam premitto, quod tex. Imperialis Constitutionis Federici imperatoris sic dicit. Omnis iurisdiclio, & omnis districtus apud Principem est, & omnes iudices a Principe administrationem accipere debent, & iusiurandum prestare, quale a lege constitutum est, cui consonant auth. iusiurandum quod prestare ab his, qui administrationem suscipiunt. (Consiliorum sive responsorum Baldi Vbaldi persvini, vol. V. Ventius MDLXXX, Consilium CCC, 1. 東大法学部所蔵) vgl. Finsterwalder, S. 23 の註を註 2. (lex) Omnis p. 69 の註 2. の註 6. の註 7. 成文が発見されるに基いては、註 3. (lex) Palacia 14 (Definitio) Regalia 6 palacia in civitatibus consuetis. 4. 4. 4. (lex) Tributum 12 13 Rahewin, IV, 7 6 de terra tantum verum de

suis propriis capitibus census annui reddito 賦₃ fodrum 賦₂ (Definitio) Regalia の arimannie の collatio extraordinaria ad felicissimam regalis numinis expeditionem の問題に一種の貢租に關する規定と看做せられん⁹⁰ vgl. Finsterwalder, S. 57ff.

(24) Koeppler, S. 606f. 第三章參照。

(25) Angariae と呼ばれる。ランゴバルト人のうち国王に対して軍役義務ある非貴族的自由人 arimanni の負担する諸給付の總体である。(カーン・ボーズン 木村豊訳「ヨーロッパ中世における社会的上昇運動」史學雜誌七五——一〇二頁及同訳註 CIG. c. gl (A), volumen legum, LF. I. 56 gl. arimannie 參照)

この語は米田博士の「fodrum」に「同様の賦税を課せらるる者」を意味する。vgl. Th. Mayer, Die Ausbildung der Grundlagen des modernen deutschen Staats im hohen Mittelalter. HZ. 159, S. 471. G. Ditcher, Arimannia: Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte, 1. H. S. 219f. Savigny, I, S. 202f, IV, S. 174.

(26) Inst. 2, 1, 39: Thesaurus, quos quis in suo loco invenit, divus Hadrianus naturalem aequitatem secutus ei concessit qui invenit. idemque statuit, si quis in sacro aut in religioso loco fortuito casu invenit. at si quis in alieno loco non data ad hoc opera, sed fortuito invenit, dimidium domino soli concessit, et convenienter, si quis in Caesaris loco inventori, dimidium invenieris, dimidium Caesaris esse statuit. cui conveniens est, ut, si quis in publico loco vel fiscali invenit, dimidium ipsius esse, dimidium fisci vel civitatis. vgl. D. 49, 14, 3, § 10. 11. u. C. 10, 15, 1.

(27) C. 1, 2, 11:....., cum ad felicissimam expeditionem numinis nostri omnium provinciarum per loca,.....

(28) Savigny, IV, S. 174ff. Koeppler, S. 580. Finsterwalder S. 68, Appelt, S. 27 vgl. G. Blondel, Étude sur les droits

régaliens et la constitution de Roncaglia: Mélanges P. Fabre Paris, 1902, S. 250 usw.

- (29) フランク時代においても、明らかに国王に帰属することが法文上明らかであるものをリプアリア法典に求めるなら、(9)相続人不明の財産、第五七章四・第六一章一、(10)相続不適法なる財産、付加勅令九、(11)近親相姦者の財産 第六九章二、(24)大逆罪人の財産、第六九章一、など(久保正幡訳「リプアリア法典」参照)、またロタリ王法典によれば、(8)賠償金余剩、第十九章、(9)「第二二三章、(10)第一五八—六〇章、(24)第一・三—四章など(鳩浩訳「ロタリ王法典」、神戸法学雑誌、七九—二以下参照)の諸関連を指摘することも可能であろう。

- (30) (2)...D. 43, 8, 2, § 3. et § 22 (3)...D. 39, 3, 10, § 2 (4)...D. 50, 16, 17 § 1 (9)...C. 10, 10, 4 (10)...D. 34, 9 et C. 6, 35 (11)...Nov. 12, c. 2, 1 (12)...C. 9, 49 (13)...D. 48, 20, 1 et C. 9, 8, 5 (14)...C. 1, 2, 11 et D. 50, 5, 10 (15, 16)...C. 1, 2, 11 (17)...C. 1, 2, 10 (20, 22, 23)...D. 50, 16, 17, § 1 (Publica vectigalia intellegere debemus, ex quibus vectigal fiscus capit: quale est vectigal portus vel venaliū rerum, item salinarum et metallorum et picariorum.) (24)...C. 9, 49 et 9, 8, 5 (Finsterwalder, S. 66 a. 3) 更に(8)に引く Mommsen, Das römische Staatsrecht, Bd. 2, S. 789 u. 986 にある「ローマの制度上認められるし、通常ゲルマン的なもの(ローマ法及びローマの制度上認められないもの」といわれる(1)(5)(6)(8)(9)(21)のうち、(10)の役人の任命権はローマの専制君主政末期に、皇帝の手に帰したといわれる(弓削達「ローマ帝国の国家と社会」二九三頁参照)。

- (31) „Inwieweit die Regalia germanische oder römische Rechtsansprüche des Kaisers enthalten, soll nicht untersucht werden.“ (Finsterwalder, S. 65) 本章冒頭のフイッカーの言葉をよめ。

- (32) ローマ的都市制度 municipium の連続性については議論のあるところであるが、北イタリア諸都市の興隆に際して、ローマ的原理が大きな役割を果たしたことは確実であろう。 Vgl. Savigny, I, S. 409ff. フライジントは「In civitatum quo-

que dispositione ac rei publice conservatione antiquorum adhuc Romanorum imitantur solertiam. Denique libertatem tantopere affectant, ut potestatis insolentiam fugiendo consulum potius quam imperantium regantur arbitrio. (II, 14) 之を尊厳の國を治むるは Savigny, I. § 6f を參照せよ。ローマ人の記載に於ては、都中民衆は其の選出に前提せらるる (in singulis civitatibus potestates, consules ceterosque magistratus assensu populi per ipsum creati debere.) (IV, 8) によりて其の權を授けらるる。

- (32) H. Brunner-Schwerin, Deutsche Rechtsgeschichte, Bd. 2, 2. Aufl. S. 47. Bethmann-Hollweg, Der Civilprozeß des gemeinen Rechts in geschichtlicher Entwicklung, Bonn 1873, Bd. V, S. 203 A. 47: „Distringere und districtio oder districtus bezeichnet den Gerichtszwang.“

(34) この用語法は、同時に立法された平和令第九条にも見られる。

(35) Finsterwalder, S. 30f.

(36) Nov. 8, Iusiurandum. (Coll. II, 3); Iusiurandum quod praestatur ad his qui administrationes accipiunt.

(37) Finsterwalder, S. 52f.

(38) Appelt, S. 30

(39) Vgl. R. Schoyningh, Eide, Amtsgewalt und Bannleite, Köln 1960, 22ff. 之はビザンティン王の時代に於けるものに於て F. Beyerle, Die Gesetze der Langobarden, S. 328 參照。

(40) ビザンティンによつて、主としてブルグンド、イタリヤの諸侯に対して与えられた salva iustitia 条項を持つ特許状の問題である。これは salva in omnibus iustitia, honore et utilitate imperiali. (Stumpf, Nr. 4012) となるやうに、至高權としての皇帝權を原則として留保するのになく、帝国の具体的權利の留保を示してゐる。この条項はかつてはローマ法の

影響と解されたが、アムルトは、ギーゼブレートの説を敷衍して一一四〇年代の教皇ケレスティヌスの特許状の表現形式 (salva sedis apostolicæ auctoritate.) を直接模倣したものと考へてゐる。 vgl. H. Appelt, Der Vorbehalt kaiserlicher Rechte in den diplom. Friedrich Barbarossas, MIOG, 68, S. 81ff.

(41) v. Below, Der Staat des Mittelalters, 2. Aufl. S. 149 そのドイツローは、イタリアにおけるマッギリニの政策は、ドイツの Reichsmittelbar の拡大と軌を一にするものと考えてゐる。

(42) Appelt, a. a. O., S. 32.

(43) 一一一五年マチルダの死によつて、トスカナが皇帝領となり、その管理者として派遣された者について、イタリアの文書に Margoldus delegatus a principe in comitatu Pisano pro litibus diffiniendis. と記した (Ficker, II, 223)° vgl. Ficker, II, S. 275ff.

(44) MGH Const. I, Nr. 120

(45) De Conceptione Digestorum: Imperator caesar flavius Iustinianus pius felix inclutus victor ac triumphator semper augustus triboniano quaestori suo salutem.

(46) Imperialis benevolentiae proprium hoc esse indicantes, ut omni tempore subiectorum commoda tam investigare quam eis mederi procuremus,

(47)ad felicem nostri nominis expeditionem. (C. 1, 2 11)

.....hac edictali lege in omne evum deo proprio vailtura decernimus,(C. 5, 9, 6)
quia quod ab initio de iure non valuit tractu temporis convalescere non debet.... (D. 50, 17, 29)
Callidis in super quorundam machinationibus(C. 1, 51, 14, §2)

- (8) MGH Const. I, Nr. 148
- (9) Constitutio pacis (1158); Hac edictali.....valitura (vgl. MGH Const. I, Nr. 120, 148), Constitutio de iure feudorum (1158); Imperialem decet sollicitam ita rei publicae curam gerere et subsectorum.....(vgl. Const. I, Nr. 120, 148.)
- (10) 詔書の類に於て Ideo hac lege omne per aevum, divinitate propicia, valitura edicimus,...(MGH Const. I, Nr. 22) (996 Mai 21-1002 Jan. 22) 予、確かなるの用語に於て、いひ挙げたる諸例と同く、C. 5, 9, 6 の表現をとりたるものなるべし。
- (11) MGH Const. I, S. 48
- (12) Vgl. Appelt, S. 26. 予にリウトブランド王法第九一条(七二一年)は、書記がランゴバルト人・ローマ人の法に反し、証書を掲げんとを禁止した。 (稿訳「ランゴバルト部族法典附加勅令」神戶法学、九一四参照。)
- (13) MGH Const. I, Nr. 140
- (14) 内容的な問題を包含するフンタッカーは、この規定上の Novellae の影響を強調し、その結果 (vgl. Ficker, III, S. 401)。
- (15) Koschaker, a. a. O., S. 67
- (16) MGH SS, XVIII, S. 608
- (17) 本章に参照。
- (18) その一部のみしか知り得ない「知らざざりし三つの法」についても、同様の推定が成り立つであろう。但し、「学者達への特許状」は全く別の次元で考えねばならない。
- (19) Rahewin, IV-5

- (60) 「神彼等を祝し神彼等に言たまひけるは生めよ繁殖よ地に満盤よ之を服従せよ又海の魚と天の鳥と地に動く所の諸の生物を治めよ」(傍線の部分が引用されてゐる)

- (61) このような大司教の都市ミラノの現状に対する不満は、形の上では大司教が皇帝からレガーションを授与されているにもかかわらず、事実上それは彼の手から離れてしまつてゐることを示してゐると考えられる。まさにイタリヤにおける忠実な Reichsfürst としての発言である。(vgl. J. Ficker, Vom Reichsfürstenstand Bd. 1, (1861), S. 219)

- (62) Scias itaque omne ius populi in condendis legibus tibi concessum. Tua voluntas ius est, sicut dicitur: Quod principi placuit, legis habet vigorem, cum populus ei et in eum omne suum imperium et potestatem concessit. Quodcumque enim imperator per epistolam constituerit vel cognoscens decreverit vel edicto preceperit, legem esse constat. (Rahewin, IV, 5)

- (63) Profecto secundum naturam est, commoda cuiusque rei eum sequi, quem secuntur incommoda,.....

- (64) D. 50, 17, 10: Secundum naturam est commoda cuiusque rei eum sequi, quem sequuntur incommoda.

- (65) Vgl. W. Ebel, Die Geschichte der deutschen Gesetzgebung, 2. Aufl. S. 43f. 中世民法史「封建社会の法思想」法哲学講座第二巻「一五一頁参照。

- (66) 最も重点な変更なると脱落は「Quodvigorem, 6次目 upte cum lege regia, quae de imperio eius lata est, et ista」かの有名な lex regia についての文言を欠つてゐる点である。勿論 CIO c. 81. (A), (B) における文言を含んでゐる。

- (67) いわゆる諸法文の成立類型は「Gaius, Inst. l. 1, c. 5→(Ulpianus) D. 1, 4, 1→Inst. 1, 2, 6 である」と通説考えられてゐる (Mommson, Römisches Staatsrecht, Bd. II, 1, 3. Aufl. S. 876f. u. 909ff.) vgl. C. H. Mc Ilwain, The Growth

of Political Thought in the West, New York, 1932, P. 128.

(89) CJC c. gl. (B), Digesta vetus, (T. 1) L. 1, T. III, 1. 1, § Quod principi, Inst. (T. V), L. 1, T. II, 1. sed & quod principi.

(90) CJC c. gl. (A), Digesta vetus, L. 1, T. III, 1. 1, § Quod principi, Volumen legum, Inst. L. 1, T. II, 1. sed & quod principi.

(70) V. praedictarum legum glossas exempli gratia 1 contulerit. id est, transtulerit, sic ut ipse populus annuod non habeat hoc ius. (CJC. c. gl. (B) Inst. p. 23, gl. 1) この註はメンシヤヌにやむものと考えられるから、この問題とは一応無関係である。しかし中世の人民主権論における重要な対立点は、人民による支配者への権能の委託につき、それが委託 concessio なのか、譲渡 translatio なのかなのであり、その論争の帰結としてこのメンシヤヌは非常に興味深いものである。

(71) 衆知のやうに Gierke, Die Genossenschaftsrecht, Bd. III. (1881) § IV bes. S. 568 f. の叙述が有名であるが、最近ではバギルケの線に添ったヘルベルト・クルビック・樺山紘一訳「ヨーロッパ中世の人民主権理念——十一—十四世紀におけるその理論——」史学雑誌七五編四号、三五頁以下、が出ている。

(72) K. Jordan, Der Kaisergedanke in Ravenna zur Zeit Heinrich IV; Deutsches Archiv für die Geschichte des Mittelalters, Bd. II, (1938) S. 94ff. bes. 105f. (東京大学法学部佐々木氏の御高配による)

(73) Inst. 1, 2, 5 et 6 などな引用をみづからなすべし (vgl. Jordan, a. a. O., S. 110.)

(74) Vgl. Jordan, a. a. O., S. 115. ラーエマンの記したバルロッサ自身の演説といわれるものにも同じ主旨の部分がある。

(75) Jordan, a. a. O., S. 105, Ficker, III, S. 112f., なお不明の著者によるとするのは、クルビック前掲論文三八頁。

- (76) この意味で、ローマ法学の存続をも加味して、クラッススはボローニヤ学派の先行者とも考えられている。vgl. A. Dempf, *Sacrum Imperium*, 3. unveränd. Aufl. (1962), S. 194.

- (77) Jordan, a. a. O., S. 104

- (78) M. Conrat (Cohn), *Geschichte der Quellen und Literatur des römischen Rechts*, 1891, S. 609

- (79) Jordan, a. a. O., S. 128

- (80) Krause, a. a. O., S. 33 u. 37f. 例え²⁴ | | | | 〇年の宮廷裁判所判決は、*Cum in nostra et aliorum principum presentia dominus imperator, qui est animata lex in terris* (Nov. 105, c. 2, 1, 4), *in pleno consistorio sententialiter declaravit et quasi pro lege promulgaverit,* (MGH Const. II, Nr. 150, A. 1) 云々²⁵。

三 バルバロッサと法学者達

初期のグロサトーレスのなかで、最も著名な人々が、皇帝の味方であったことは事実である。彼等の場合、その専門的な研究から得た先入主と、そのポリシーとを結びつけたが、これは恐らく単なる気まぐれではないだろう。

—— ラシュドール⁽¹⁾ ——

(一)

ドイツ皇帝と法学者との関係は、なにもバルバロッサの時代に始まったわけではない。ヨルダンによれば、最初の皇帝法曹つまり皇帝の側に立ち、皇帝の代弁者の役割を果たした法学者は、前章に触れたベトルス クラッススである。彼が登場した時代、それが聖職叙任権闘争期であったことを考えれば、おのずといわゆる皇帝法曹なるものの機能も判然として来るであろう。中世全般が權威主義に支配されていたことは、今更いうまでもないが、これを法の面についていえば、法が神によって作られ、そして神聖なる伝統によってすでに与えられているという二重の意味での神聖性を示している。⁽²⁾その意味で、中世において或る主張をなす場合、まずその根拠として聖書が引用されるのは当然のことであるが、更に世俗的法觀念の面での神聖なる伝統尊重の具体的な姿は、より古い慣習ないしより古い文書の提示であった。クラッスス或はこれとおぼしき者が、皇帝ハインリッヒ四世擁護に際して、行ったこともまさにその一つの例である。すなわち、古き法、ユスチニアヌス皇帝の法書による引用、更に教皇レオ八世の特許狀の提示である。⁽⁴⁾しかもこの特許狀は偽書であったのだから、当時の文書保管の不備をつく中世特有のやり方でもあったわけであるが、これは当時のラヴェンナ大司教の立場を物語るものである。⁽⁵⁾そして、クラッススによってローマ法が引用されたということ、これもまたラヴェンナの特殊な位置と重大な関係を有している。総じて、七世紀以降この東ローマ總督領（八世紀中葉以降ビザンティンにより教皇の支配に置かれる）においても、ユスチニアヌスの法典の知識が漸次稀薄なものとなり、とりわけ *Digesta* は忘れ去られるに至ったことは、一般にいわれているが、それにも拘わらず、ローマ法は常に有効であったのであり、ユスチニアヌスの法書のうち、*Inst.* と *Code* のみ、或はそれらの抜萃書などが用いられていたと考えられる。⁽⁶⁾法の判告は *Index* または *Dativus* によって行われており、⁽⁷⁾法律的知識は、実務と三

学芸（文法・論理・修辭）に関係をもっていたといわれる。一体ラヴェンナに西ローマ帝国崩壊後も、ずっとローマ法学の連続があったかどうかはともかくとして、他のイタリア都市に先がけて、法律的な知識の持主が、活躍していた事実に注目せねばならない。それは十一世紀中葉以降特に顕著となるのであって、一〇四五年の Petrus Damiani の親等に関する著作がその代表的なものであり、それと並行して、実務の面でもローマ法の知識あるものの活動がみられる。ただし、未だ法学専門の教育の場は存在していなかったと考えられている。⁽¹¹⁾ ペトルス クラッススも、こうした実務法律家の一人であり、すでに一〇四七年のハインリッヒ三世の聖職者の宣誓に関する立法において、Eptitome Juliani と Codex とを用いてこれを起草したとヨルダン⁽¹²⁾は考えている。更に下って、一〇八四年三月ハインリッヒ四世が、ローマのカピトルの丘で裁判集会を開いた際、皇帝の側近にあった Index Petrus なる人物も恐らくクラッススであったとの推定もなされている。⁽¹³⁾ こうした諸点から、ヨルダンはここに皇帝と法律家との関係が明瞭なものとなったのであるが、ラヴェンナの法律家の問題は決して無視することは出来ないであろう。彼等の法律の知識は、彼のボローニヤの学者達に較べれば、極めて劣ったものであったろう、そして彼等は果して法学者の名に価するかも問題であろうが、漸く体系化されつつあった教会法に基づく教会側の合理的法思考に対抗する意味で、典拠をユスチニアススの法典に求め、皇帝に法の武器を提供した点において、皇帝法曹の名を冠しても差支えないであろう。

次に問題になるのがボローニヤの註釈学派である。その前史は杳として判らず、その初頭の人としてペポ Pepo の名前は挙げられるものの、その活躍の状況も判然としない。⁽¹⁴⁾ 次のイルネリウス Garnerius; Imerius、彼こそ、全

ローッパの法律學に新しい形を与え、その影響を今日にまでみる、ボローニャ學派の創始者である。彼の遺した著作、新しい法學の方法が、如何に画期的なものであったか、またその時まで忘れ去られ、あるいはその難解の故に放置されていたユスチニアヌスの法典の主要部である *Digesta* を、法律學の対象となし、その卓越した學識の故に「法の燈台」*lucerna iuris* とあがめられたことなど、詳細はサヴィニーの記述に譲るとして、ここでは、イルネリウスと皇帝との關係のみに注目しよう。

イルネリウスの生年等、伝記的な面で不明なことが多いが、彼の活動した時代は大体十一世紀末期から一二三〇年頃までと考えられており、特に關係のあった皇帝はハインリッヒ五世である。皇帝のイタリアへの関心は専らベロナ及びトスカナ地方に集中されており、一一一六年のイタリア遠征に際しても、*Treviso, Venetia* に始り、*Padua, Regio* 更に *Mantua* 近傍に滞在している。⁽¹⁶⁾ この際の皇帝裁判に際しても、この地方の人物を登用している。常に皇帝の側近にあった者として *Rivaldus de Verona* の名を挙げることが出来るが、更に教皇側にあるトスカナのマチルダ領の確保の点から、マチルダ領の裁判官をも登用したのであって、すでに一一一三年筆頭の *caudicus* の地位にあったイルネリウスが、ここにはじめて、皇帝の宮廷に出仕することになるのである。イルネリウスはパドアで最初に *Iudex* として登場するが、引続きレッギオやゴヴェルノーロ(マントア近傍)における皇帝裁判集會においても、宮廷裁判所で第一席を占めていたといわれる。更に下って十一月、皇帝がボローニャに滞在した際には、勿論 *Index* の称号をイルネリウスは用いている。⁽²⁰⁾ 一一一八年一月、皇帝がローマにおもむくにあたって、イルネリウスを伴ったのであるが、この場合には特に重大な使命を負わせていた。それは法學者イルネリウスをして、ローマの市民に対立教皇グレ

ゴリウス八世の地位が法的に許容し得ることを説明させることであった。⁽²¹⁾ この遠征はこの年の六月に終了するが、その帰途においても、イルネリウスは皇帝の近くにいたことが明らかな史料があるという。⁽²²⁾ 更に、皇帝ハインリッヒ五世が、一一一六年にポリローネとゴンツァーガの聖ベネデット修道院に寄進文書を、また一一一八年レーノの聖ミハエル教貧院にイムニテート授与の文書を与えたが、⁽²³⁾ これらの皇帝文書には、イルネリウスが署名しているといわれている。⁽²⁴⁾ こうした点から、イタリアにおいて、イルネリウスがすでに顧問的な役割を果していたともみることが出来る。特にトスカナ地方への関心、更に対立教皇の擁立において具体化される皇帝ハインリッヒ五世の教皇権対策において、イルネリウスの法学識が、有用なものと想定されていたと考えることが出来る。⁽²⁵⁾ そして、その後のポリニャ学派の隆盛も、こうしたイルネリウスと皇帝との関係と何等かの関連を持つと思えてくる。⁽²⁶⁾ 例のロタール伝説は、この点について暗示的であるといえるだろう。この説話は、皇帝ロタール三世がイルネリウスの請願を容れて、ローマ法を学校や裁判所で用いるべく勅法を以って命じたという主旨のものであるが、⁽²⁷⁾ これが全くのフィクションであることはすでに、コーンリング Hermannus Contingius によって証明済みである。⁽²⁸⁾ しかし、皇帝ロタール三世が、ローマ法研究のバトロンとして後世に語りつがれていたことは、恐らく後世の法学者達が自らを權威づけるためにこうした説話を作り上げた可能性は充分に考えられよう。後で取り上げる「馬贈与」の説話なども、多分にフィクションを混えながらも、皇帝と法学者との関係が並々ならぬことを物語っているといえよう。中世の人々の非歴史的な思考に、われわれは完全に乗りきることは出来ない。彼等が当時犯すべからざるものと信じて疑わなかった原典、それは皇帝の法書であり、現皇帝の祖先の法を意味していたのである。しかしながら皇帝と法学者との関係に、こうした中世的

合理主義に基づく、權威崇拜的な思考のほかに、相互的な利害の關係を見出すことも決して不可能なことではあるまい。皇帝は、自己の立場を法的に基礎づけるために、世俗的最高の法書の識者として法学者を利用し、一方その対価として、法学者は名誉に加えて特權を得たという見方である。この關係は、バルバロッサの時代に明示されると考えられるのである。

(二) バルバロッサと法学者との接觸は、第一回イタリア遠征以前には見出されない。一一五二年の平和令は、ウルムで制定されたと思われるが、その文言上にもイタリアの書記の筆致すら見出すことは出来ない。第一回のイタリア遠征は、一一五四年十月に開始される。その途上十二月にロンカリアにおいて国会を開き、ロタール三世のレーン法を確認する意味でのレーン立法を行っているが、この際に、封建法学者オベルトス Obertus ab Orto による説明がなされたともいわれる。⁽³⁰⁾しかし、バルバロッサと密接な關係を持った法学者は、すでに触れたように、イルネリウスの後継者と目される四人のボローニャの博士達、ブルガルス Bulgarus マルチヌス Martinus Gosia ヤコプス Jacobus de porta Ravenante 及びウゴ Ugo である。第一回の遠征が歲を越し、翌年ローマに向う途中、五月ボローニャ付近に皇帝は滞在している。⁽³¹⁾これまでしばしば用いた年代記類は、バルバロッサのこの時のボローニャ滞在の様を語ってはくれない。だが唯一のそして非常に重要な手掛りが、頌歌の形で残されている。⁽³²⁾この頌歌はやや後の一一六二年以降に作られたと考えられており、ボローニャの法学者と皇帝との最初の交歓の模様を物語っている。これを発見し、直ちに紹介したのはギーゼブレヒト W. v. Giesebrecht である。⁽³³⁾

この年の四月、皇帝はミラノの同盟者であるトルトナを蹂躪して後、ポー河を渡り、バルマ、モデナを通過してポ

ローニヤ地域に入った。そして五月十五日の聖靈降臨祭をボローニヤの近くで祝った。⁽³⁴⁾これから後のことが、問題の頌歌の記すところによって説明されるのであるが、それによると、バルバロッサが初めて、ボローニヤの学者達に接したことが明示されているのである。すなわち、ボローニヤの全市民が皇帝を讀えるべく戸外に出て迎え、皇帝に贈り物を捧げ、兵士達にもてなしがなされた。学者達も学生達も、一目ローマ皇帝を見んものと先を争った。皇帝は親しく市民達に呼びかけ、この都市の状況を質し、何か不満がないかと問うた。一人の博士が答えていうには、このボローニヤの地は生活するに便であり、学問するのに好適の場所であるため、人々は皆ここにあこがれるのであり、各地から非常に多くの有能なそして熱心な学生が訪れる。彼等は金銀、貨幣、織物をもたらし、市内で家を借り、水以外のすべての物を購入する。一般の市民も彼等を尊敬するが、唯一の難点は、市民が学生達に借財の支払を強制することである。しかもこの借財は当人ではなく、隣人の学生が残したものであり、最後には差押えを受け、非常な不都合が生じている。この不都合をなくするため、皇帝の法規による保護を請願したい、と。⁽³⁵⁾そこで皇帝は諸侯達を集めて意見を求めたうえ、学徒保護の法規を發布した。皇帝が滞在している間、この法規に対して異議を唱える者はなく、学生達は最早隣人学生の債務の支払を強制されることはなくなり、皇帝は市民達に学者達、学生達を尊重するよう命じたのであった。⁽³⁶⁾以上が頌歌の要旨である。この後バルバロッサはアペニン山脈を越え、フィレンツェを経てローマに向ったのであった。

さて、この頌歌という法規とは何であろうか、ギーゼブレヒトが、これが「学者達の特許状」を指すと単純に考えていたかどうかは、問題である。⁽³⁷⁾この頌歌紹介に伴うギーゼブレヒトの付言を見る機会がなかったが、例の「ドイツ

皇帝時代史」(一八八〇年)を見る限りでは、そうは考えていない。すなわち、一一五八年の「学者達の特許状」との関連について、この「特許状」は一一五五年に与えられた特典 *Vergünstigungen* を部分的に更新し、損害賠償と裁判権に関する規定を付加したものであると、記している。⁽³⁸⁾ この線に従えば、この時皇帝は博士達に、彼等の保護について何等かの形で約束をしたことのみが認められよう。すなわち、この時からボローニャの学者達は皇帝による自由の恩恵に浴したか、或はその充分な期待を得たということになる。

その後、第二回のイタリア遠征まで、博士達と皇帝との直接の関係は、少くとも史料上は認められない。⁽³⁹⁾ 第二回のイタリア遠征において、八月ミラノを皇帝軍が包囲攻撃していた際、陣中に、ボローニャの博士達があったという記録がある。⁽⁴⁰⁾ しかしミラノとの平和条約においては、特に博士達の関与を物語るような材料はない。次いでロンカリアの国会へと移るのであるが、オットー・モレナの *Historia rerum Landensium* のオシウス本には、コントレヴィアでのレガリーエン立法の記事の前に、ロンカリアにおいて、皇帝とブルガルス及びマルチヌス二人の法学者との間に、*dominus mundi* を廻って質疑応答がなされ、皇帝が無条件に *dominus mundi* であると答えたマルチヌスが馬を押領したということが記されている。⁽⁴²⁾ だが馬が贈与された点については、疑問があり、⁽⁴³⁾ 後の皇帝ハインリッヒ七世とアゾ及びロタリウス *Lotharius* の場合⁽⁴⁴⁾ (一一九一年)を模したフィクションであると考えられている。バルバロッサと二人の法学者との間に交わされた、世界の支配者論そのものについては、その事実を否定する材料は見当たらないようである。仮りにこの問答自体も後代のフィクションであるとするとするなら、そこには、一一九〇年代の法学者達の皇帝との交渉の事実とともに、皇帝の権能については、その絶対性について法学者が必ずしも無条件にこれを認める

ものでないことが殊更表現されていると見なくてはなるまい。⁽⁴⁵⁾

さて、こうした一つの説話めいた前置きがあつて、ロンカリアの立法に到達することになる。前にも記したように、国会を開催するに先立って、バルバロッサは、主だった諸侯を集めて立法の準備の集りを持ったが、これには、博士達は参加しなかった模様である。この点については、恐らく、身分上の問題から参加は許されなかったと推定される。⁽⁴⁶⁾その後に関かれた裁判集会においては、ブルガルス、マルチヌス、ヤコブス、ウゴの四人の博士が列席していたことは、殆んどすべての史料が伝えている。ところが、レガリーエンの法規の立法に関連しての四博士の活動については、僅かにモレーナの記述に頼るしかない。それによると、ロンカリアの国会が開かれたのが十一月十一日であるが、十二日後の二十三日 (nono Calendas Decembris) ポー河右岸ピアツェンツァ近傍コントレビア Cortebbia の聖ペトロ教会に、皇帝は全ての諸侯、都市のコンスル達と共に行き、博士達及び全員に呼びかけて、すべてのレガリーエンが皇帝に帰属すること、すなわち、ロムバルディアにおいては、帝国法によって、すべてのものがレガリーエンであり、従つて皇帝に帰属するむね宣言したが、これに対して、⁽⁴⁷⁾参集者はロムバルディアのすべての都市の裁判官への諮問なくしては賛同し難いと答えた。そこで皇帝はロムバルディアの各都市から二名ずつの裁判官を選び、四博士と共にこれを協議するように命じ、二八名の裁判官と四博士が鳩首協議を重ね、その結果を皇帝のもとに持ち帰り、すべての権利がレガリーエンとして皇帝に帰属することを、すでにこのことを了解しているすべての諸侯や都市のコンスル達の前で、文書に書き記した⁽⁴⁸⁾、と伝えている。残念なことに、この際に書き記された法規の文言をモレーナは記入していないし、書き手が誰であつたかも述べていない。モレーナの記述は、書き手が博士達であり得ることを否定し

ないであろう。しかしまた、博士達によって記録されたことを確認するものでもない。すでに前章において、今日残されている *Definitio regalium* は、恐らく北イタリアの書記の手になるものであろうという推定をしておいたが、モレーナの記事を前にしても、この推定を覆えすだけの積極的なものを見出せないと思われるのである。或は、このレガリーエンの規定は、四博士の手になったものかもしれないが、⁽⁴⁹⁾若しそうだとすると、この規定にユスチニアヌスの法書からの引用が極めて僅かであることから考えるなら、四博士のこの立法に際して果たした役割はたんなる書記であるに留まることになる。彼等の活動はむしろ別の面から評価されねばならないであろう。

少くとも、バルバロッサの北イタリアのレガリーエン政策について、四博士がその協力者であったことは確実である。⁽⁵⁰⁾しかし、だからといって、彼等がこの政策で、ブレイントラスト的な位置にあったとは思われない。この政策の企画者はなんとといっても、ダッセルであり、ローマ皇帝理念は、フライジングによってすでに与えられていた。レガリーエン政策の一端は一一五七年マイン河の関税特権についてすでに着手されていたことからみても、そして、恐らく、四博士が関与しなかったとみられる一一五八年のレーン法において、「忠誠の誓についての皇帝の除外」⁽⁵¹⁾、更に平和令の「フエーデの全面的禁止」「アロッディウムに付随する皇帝裁判権の譲渡不能」⁽⁵²⁾等、中央集権的国家への自信というものも、決してポロニーヤの博士達の助言を得て後に作り上げられたものではあるまい。マルチヌスとブルガールスとの間の意見の相違にみられるように、博士達がすべて、絶対的な皇帝権の支持者とみることもまた出来ないのである。

四博士の役割は、ロンカリアの立法に際しては、極めて限定的であったと考えられる。すなわち、ロムバルディア

におけるレガリーエンの回復を企てるに際して、まず、ロムバルディアの諸事情を良く知る知識人として、そして、ここ数十年來の事実上の支配を主張する自治都市に対して、皇帝の法律上の支配権を、説得することの出来る単なる法律家として登用し、⁽⁵³⁾これらの博士達の法律的知識と名声に頼ろうとしたと考えられる。コントレビアでの協議に際しては、四博士の十四の都市の裁判官に対する説得が、彼等の最も大きな貢献であったと思われる。⁽⁵⁴⁾仮に、レガリーエンの法規を彼等が記載したとしても、その法律的知識の適用の点では、余りにも貧しく、唯の書記と変りないし、ましてや皇帝の絶対性を法的に基礎づけた形跡は皆無である。このように、彼等の活動を史料上、明確な形で指摘することは出来ない。それにも拘わらずこうした博士達の重大な寄与を推量するのにはそれ相当の根拠がある。それは、このロンカリアの立法に際して同時に賦与されたといわれている「学者達の特許状」である。⁽⁵⁵⁾これは皇帝の博士達への恩恵あるいは、報酬と考えなくてはならないからである。

(三) 「学者達の特許状」 Privilegium scholasticum は、MGH Const. I のロンカリアの国会の項に、他のロンカリアの諸立法、レガリーエンの規定、平和令、レーン法と共にまとめられている。しかしながら、このテキスト自体が久しく史料批判の対象となっており、⁽⁵⁶⁾レガリーエンの諸法規と共に文言の面で様々な問題を含んでいる。テキストの内容について、詳しく論ずる余裕を持たないが、われわれの問題に関連して、幾つかの点に触れておこう。

最初に、この特許状の授与の時期の問題がある。MGH のテキストには、「ロンカリアにおいて、一一五八年十一月これを与う」⁽⁵⁷⁾とあって、異論の余地はないように見えるが、さきのギーゼブレヒトの見解にも伺われるように、一一五五年の皇帝のボローニヤ滞在との関連が考慮されてくる。しかし、後述するように、例の頌歌の内容は、この特

許状の記すところを全面的にカヴァーするものではないし、頌歌自体も、一一六二年以降に作られたものである点を考えれば、あの一一五五年の皇帝の法規とこの特許状とを同視するわけにはゆかないであろう。もっともテキストには日付が記されていないけれども、ロンカリア或はコントレビアでのレガリーエンの法規の制定に際しての博士達の協力に報ゆる意味で、事後に「学者達の特許状」が与えられたと見るべきであり、それは一一五五年の「法規？」の確認、更新、拡充の意味をこめて、正式に文書の形で与えられたものと看做すべきであろう。⁽⁵⁸⁾従って、この特許状は、ロンカリアでの国会後、比較的早い時期に与えられたが、日付は決定不能とみるべきであり、ケプラーが改訂したこの特許状のテキストには授与の年月日の部分は抹消されている。⁽⁵⁹⁾

次に内容について要約しておこう。⁽⁶⁰⁾まずこの特許状が、帝国国会に参加する資格ある諸侯達の判断に基づくという前置きがあり、大別して三つのことが記されている。(a) 教会法と皇帝法の (*divinarum atque sacrarum legum*) 修学者及び教授・研究者達は、皇帝及びその諸侯達の使者として、(ボローニヤにおいて) 学習しかつ生活するものであること。次いで彼等の学識が、世の中でどれ程尊いものであるかを説いて後、(b) この学生、学者達を侮辱したり、彼等に危害を加えることを全面的に禁止し、特に彼等が他の同郷人の債務の故に、被害を受けることがあってはならないことを明示し、この命令に違反したものは、奪ったものの四倍額を賠償すべきであり、法律上破廉恥の罪が科され、違反者はその官職を剝奪さるべきむね規定する。最後に、(c) 学生、学者を訴えることに關して、彼等が選び、皇帝が裁判権を与えた博士もしくは都市の司教の許に訴え出すべきことを規定している。

この特許状は、こうした概括を許さない程微妙な原典批判の問題を含んでいるので、厳密な検討は別の機会に譲り、

二、三の点を指摘するにとどめておこう。(a)については、決して世俗法の研究者のみが対照となっていない点に留意しておく必要がある。そして、法文上、法学者が、皇帝の保護の下に置かれることを明確な形で示したことはヨーロッパ法史上非常に重要である。(b)の部分は、一一五五年の頌歌が記した点と全体的に非常によく似ており、しかもケブラーはこの特許状全体の目的は、この点に集約されると考えられる。特に、重要な点は、一一五五年の場合もそうなのだが、*„Hac igitur generali lege et in eternum valitura decrevimus, ut..... nec ob alterius eiusdem provincie debitum, quod aliquando ex perversa consuetudine factum audivimus, aliquod dampnum eis inferat.“* という文言で、他の同郷人に達する強制処分(=同害報復)の悪習、その果しない連鎖を断つことを規定しており、取引面での自力救済の禁止、いわば経済的な側面でのフェード禁止、法による解決の提示を意味していると考えられる。⁽⁶²⁾ ここには異邦人として他国に学び、各地を巡歴する法学者にも、商人と同じ特権⁽⁶³⁾が要請されており、これによって、ボローニヤばかりでなく、法学徒と各市民との間の争の合理的解決のための前提が置かれることになり、学生側の連帯感⁽⁶⁴⁾は、やがて各出身地別の *Natio* 結成に具体化されることになる。また、この命令に関連する二種類の罰則の組合せについては、第一の四倍額の賠償 *restitutio rerum in quadruplum* は、明らかにユスチニアヌスの法典 *Nov. 52, c. 1* との関連を持っており、⁽⁶⁵⁾ 破廉恥の罪 *infame* に関しても、ローマ法の多くの法文、特に *Inst. 4, 16, 2, D. 3, 2, D. 37, 15, 2, p.r.* が考慮されていることを指摘することが出来る。このローマ法引用ないしその考慮は、ロムカリアでの皇帝立法である平和令の罰則⁽⁶⁷⁾との対照により、一層際立ったものとなる。しかもこの種の罰則は、これまでの皇帝法の中に見出すことは出来ないものである。⁽⁶⁸⁾ かくしてこの特許状は、四博士の手になったものと考ええる一

つの根拠が提示されたことになる。

(c)の点についても様々な問題がある。例えばこれがボローニヤ大学に対する裁判権の賦与を意味するかどうかの論議があるが、当時の教授達のギルドの団体性については疑問視されていることを述べるにとどめ、特にこの際二、三の指摘を行っておき度い。一一五五年の頌歌には、この点が全く触れられていない。これは恐らく、一一五五年に皇帝が与えた特典のみでは、收拾のつかないような状態がボローニヤに現れており、さきの特典を補強するために、保護規定に加えて、罰則と共に裁判権の規定を付加したという、かなり有力な想定がなされている。⁽⁷⁰⁾次に、こうした裁判権についての規定は、*Digesta* 前文にある、ユスチニアヌスがベリトス Berytus の法律教師に裁判権を委託した⁽⁷¹⁾法文から発想されたと考えられる。⁽⁷²⁾しかしいづれにしても、この規定は(b)に対しては副次的な意味しか持たないと解されているのであり、この特許状の重点は(b)に置かれているとみなくてはならない。⁽⁷³⁾この評価は、次の最後の論点にも関連している。

こうした内容は、勿論ボローニヤの博士達の希望を強く反映していると予想されるし、ローマ法の採用（この場合は法文を直接引用する形はとっていない）の点から、この特許状が、ボローニヤの博士達の手になったことはほぼ確実に想定されるのであるが、それを決定的ならしめる文言が、この特許状の末尾に記されている。

Hanc autem legem inter imperiales constitutiones sub titulo 'ne filius pro patre etc.' inseri iussimus.

この法が勅法の「家子は家父のために……せぬ」という章に付加さるべく命ず。

フリードリッヒ バルバロッサといわゆる「ローマ法の理論的継受」

この文章は極めて重大な意味を持つと私は考えている。極言すれば、この文言の意味することは本論文の核心に触れるものである。まず、この文言と「特許状」の内容との関連を取り上げてみると、ここに示されている「勅法云云の章」は、C. 4, 13 であり、そのタイトルは、「家子は家父の代りに、或は家父は家父権免除を受けた家子の代りに、或は被解放者が保護者の代りに、或は奴隷が主人の代りに、いずれも訴追されることはない。」とある。挿入すべき章としてこの C. 4, 13 が選ばれた理由は、前に記したこの特許状の内容(b)から判断出来よう。すなわち、C. 4, 13 は、二人の人間の間に何等かの身分的な関係が認められる場合でも、唯それだけの理由で、その一人に代えて、他を訴権の対象とすることは出来ないことを定めた勅法を四つ集めており、それらを類推した場合として、例の他の同郷人に対する支払強制を禁止したこの特許状が、新しい勅法として付加されることになるのである。かくして、この特許状は、最早単なる皇帝の特許状ではなくなり、C. 4, 13, 5 すなわち C. Ne filius pro patre. lex Habita. というローマ皇帝法となった。⁽⁷⁶⁾このように、内容の点でアナロジカルに、適当な章を選ぶことが出来るものは、法の博士達をおいていなかったであろう。この点によって、この特許状起草したものは、ほかならぬ博士達であったことを断定することが出来る。

さて、このようなユスチニアヌスの法書原典への挿入は、如何なる根拠によって行われたのであろうか、四博士達の全くの独創であったのだろうか。この「学者達への特許状」は別名 Authentica Habita と呼ばれる。Habita の語は、この特許状の冒頭にあるものだが、一体 Authentica は何を意味するであろう。この語はユスチニアヌスの新勅法 Novellae の別名 Authenticum を想起させる。十二世紀初頭に至るまで、Novellae に関しては、そのラテン語

抄訳本である Epitome Iuliani のみが知られていたに過ぎず、原典の正確かつ脱漏のないラテン訳は、十二世紀初頭以来出現したといわれている。⁽⁷⁶⁾ イルネリウスはこれに Liber authenticorum の名を冠し、個々の法文を Authentica と呼んだ。⁽⁷⁷⁾ しかもこれが彼の手によって、旧勅法集 Codex の関連ある章に付加され、整理される作業が部分的に行われたのであった。⁽⁷⁸⁾ ブルガールス等の四博士は、こうしたイルネリウスの方法に倣って、新しき勅法たるこの「学者達の特許状」を、内容の点から最も適切と彼等が考えた C. 4. 13 に挿入することを、法文上明示したのであった。この挿入に際して、当時の非歴史的かつ權威主義的な彼等の法感覚が前提にあったと思われるが、何にも増して、自らの特許状を、勅法に挿入して、当時の文書保管の不備に対処すべくその保全に万全を期すると同時に、皇帝法としてその權威を一層高めるための配慮がなされたと思われる。こうした配慮があったからこそ、この「学者達の特許状」は、C. 4. 13. 5 として、後年の封建法書の付加という媒介項なくして、早くもローマ法の一部としての位置を獲得したのであり、更に、この特許權は、特にボローニヤの法学者に対して与えるむねの限定がなされていなかったため、⁽⁷⁹⁾ 後世極めて長い時代にわたって、ユスチニアヌスの法典の効力が認められる限り、法学者達の様々の特權の法的根拠となっていたのである。こうした「学者達の特許状」の後世における影響及び機能⁽⁸⁰⁾については後日稿を改めることとして、新しい勅法すなわち新勅法集 Novellae に集録されていないものが、旧勅法集に挿入されたのはこれがまず初めての⁽⁸¹⁾ことであり、いわばローマ法原典の絶対的意味での増加は、ここに開始されたことになった。しかも、實質的に新しい皇帝法、すなわちドイツ皇帝法が、ローマ皇帝の勅法として實際上原典に付加されたということとは、ドイツ皇帝の法律政策に重大な変化をもたらすことになる。勿論それには、引続いてのボローニヤ博士達の助言も当

然想定されるし、その可能性は、翌一一五九年の復活祭時の皇帝のボローニヤ滞在⁽⁸²⁾にも想定されよう、そして更に第三回イタリア遠征における都市ボローニヤの降伏によって、法学者の都市ボローニヤにおける位置は、更にクローズアップ⁽⁸³⁾されている。

それにしても法史上、かの特許状は重要な意味を有している。すなわち、ロンカリア立法における様々な問題を、ローマ法継受史の面から眺める際、特筆すべきものは、例の「レガリーエンの規定」ではなくて、この「特許状」であり、しかもこれはそこに盛られた特権の内容ではなく、末尾に付言された一つの法律政策的「挿入」の一節を有しているためである。この点に留意しながら、いわゆるローマ法の理論的継受論を再検討してみよう。

- (1) H. Rashdall, *The Universities in the Middle Ages*, new ed. (1936), vol. 1, S. 259
- (2) 世良晃志郎「封建社会の法思想」(法哲学講座第二卷)一四一頁。この問題については F. Kern, *Verfassung und Recht im Mittelalter*, HZ 120, S. 1 ff., Sonderausdruck 1952 などのケルンの著作が参照せられたい。
- (3) ペトルス クラッススはず、ハインリッヒ四世擁護論 *Defensio Henrici IV. regis* (1080) (Ficker, IV, Nr. 80) において、国王支配権の適法性を主張したのであるが、それは、教皇側の主張「ハインリッヒは法に基づいて皇帝権を得たのではなく、武力によって得た」を、反駁する形で行われた。引用は、ペテロ前の書二一十三、ロマ書十三——以下、にとどまらず、アムプロシウスの「神の代理人」*Vikar Gottes*、所謂「神の模写」理論の導入を行い、更に、ハインリッヒ四世の王位継承を廻る問題に関して、その合法的相統を Inst. 2 にある遺言なき相統を引合いに出して論証するとともに、「古き良き慣習による補充にまづ言及してゐるとどう」(K. Jordan, a. a. O., 94 ff.)、なお、恐らくクラッススの手になるであろうとされてゐるレオ八世の偽特許状に關しては前章(五)を参照。vgl. P. E. Schramm, *Kaiser, Rom und Renovatio*, I, S. 287.

(4) 「古き良き法」がヨーロッパ封建社会における法觀念の根源であり、法は神聖な伝統によって与えられているものと考えられたから、新しい法の創造はあり得なかった。従って新しい法の根拠は、古い慣習・文書の形で提示されてはじめて當時の法觀念上認められた。文書作成技術を持つ聖者達が、文書保管の不備に乗じてこれをしばしば行ったことは、中世ヨーロッパ史上の特筆すべき現象である。例の *Donatio Constantini* をも加えた偽イシドール教令集など多くの例がある。世良前掲論文、一二九頁参照。

(5) ラヴェンナの大司教区の總括的支配權の贈与がオットー三世によってその友人ゲルベルトに与えられて以来、ラヴェンナの大司教は、ラヴェンナ總督領における完全な裁判權、すべての公權を把握していた。その後僅かの変動を見たが、ラヴェンナ大司教はドイツ系であり、皇帝權の確固たる支柱として十一世紀を迎えた。聖職叙任權闘争期においては、こうしたラヴェンナの地位は動搖せざるを得ない。一〇四七年教皇クレメンス二世は、高級大司教は教皇の叙任によるものとの決定を下したが、続いて一〇五〇年レオ九世は、ラヴェンナ大司教からそのアムトを取り上げ、その後継者も理由なく破門された。一〇七二年大司教に就任した *Wilbert* は、対立教皇選舉に関与するなど、皇帝の反教皇政策の精神的支柱となり、教皇との決定的な衝突は、グレゴリウス第一期の時代に発生するのである。すなわち、このヴィベルトが対立教皇として、一〇八〇年ハインリッヒ四世によって任命され、名実ともにラヴェンナは反ローマ教皇運動の中心となっていた。Vgl. Jordan, a. a. O., S. 84 ff.

(6) Vgl. E. Genzner, *Die justinianische Kodifikation und die Glossatoren*; *Atti del congresso internazionale di diritto romano*, Bologna, vol. I (1934), S. 354ff.

(7) Vgl. Savigny, I, § 112ff.

(8) フィッティング *Fitting* とコンラートとの間で十九世紀末論争された問題であるが、結局法律學 (Rechtswissenschaft)

フリードリッヒ バルパロッサといわゆる「ローマ法の理論的継受」

の概念規定の違いが対立をもたらしたと考えられる。ゲンツマーは、ここで問題にされるものは文法を意味すると思われるから、コンラートのいうように、初期中世（七—十世紀）においては、ローマ法の学問は存在しなかったというのが正しいといふ（Genzmer, a. a. O., S. 365.）⁹ vgl. Koschaker, S. 55f.

(9) Genzmer, a. a. O., S. 367f.

(10) M. Conrat, a. a. O., S. 601f. „De parentelae gradibus“ (Das Gutachten in Sachen der gradus consanguinitatis) であつて、親等の計算法をローマ法によるか、教会法によるかの議論を中心となつてゐるが、この著作には彼の教師、裁判官、代弁人としての活動が付言されてゐるといふ。vgl. Savigny, IV, S. 1 ff.

(11) Savigny, IV, S. 56. 9^o といふのは十一世紀の Legum doctores, legis periti, causidici, grammatici といふた表現をイタリアの文書上に発見することは出来る (Ficker, III, S. 118)。

(12) Jordan, a. a. O., S. 103. ノットナーは、この文書 (MGH D. H. III, Nr. 191) に於けるラハマンナ法律家の影響を認めてゐる (vgl. Ficker, III, S. 112)。¹⁰ または Petrus Damiani の「全能神なるもの」を言ふ。

(13) Jordan, a. a. O., S. 127f.

(14) 一〇七〇年代にトスカナ地方の陪審員であつた記録が残つてゐるもの（vgl. Savigny, IV, S. 6f. Ficker, III, S. 133）¹¹ ましてや皇帝との關係については知る由もない。ただこのハボの時代は、Digesta がラハマンナからローニヤにわたつたといふから、推定がなされてゐる (H. Rashdall, The Universities of Europa in the Middle Ages, New ed. 1936, v. 1, S. 113)。

(15) Savigny, IV, K. 28

(16) 一一一〇年八月——一一一一年五月のイタリア遠征のコースは、Novara, Arezzo, Sturi, Roma, Verona の順である。

(Stumpf, Nr. 3041-64)° この際の皇帝裁判の裁判官等に関する記録は残念ながら残されてないという (Ficker, III, S. 155)°

(17) P. S. Leicht, *Ravenna e Bologna; Atti del congresso internazionale di diritto romano*, Bologna, vol. I, (1934) S. 289. vgl. Koschaker, S. 71.

(18) 前述のイタリヤ特に Romagna 地方には、ローマの法制ならし教会裁判制度の影響と考えられる明らかにエッセンスは異なる裁判制度があったと考えられる(vgl. Ficker, III, S. 332f.)° イタリヤには、判決する裁判官が、選べたもの十一世紀末期には完全に文書的になるとなれば、帝国の裁判所での影響を認むるに所を考察せらる(W. Trusen, *Anfänge des gelehrten Rechts in Deutschland*, Wiesbaden 1962, S. 165)°

(19) Vgl. Ficker, III, S. 133 f.

(20) Ficker, III, S. 156

(21) H. Fitting, *Die Anfänge der Rechtsschule zu Bologna*, Leipzig 1888, S. 90f. „Magister Guarnerius de Bononia, et plures legis periti, populum Romanum ad eligendum Papam convenit, et quidam expeditus de substituendo Papa explicavit.“ (Landulf de Sancto Paulo, *historia Mediolanensis* c. 45; MGH SS, XX, S. 40). vgl. Rashdall, a. O., S. 119.

(22) Ficker, III, S. 156

(23) Stumpf, Nr. 3138 u. 3158

(24) Trusen, a. a. O., S. 79 A. 47 (A. Hoesel, *Beiträge zu Bologneser Geschichtsquellen*, Neues Archiv, Bd. 31 12 40 f. 12)° なき一六六六年ローマの市民に對して与えられた特許状 (Stumpf, Nr. 3140) によヘルネリウスの署名

フリードリッヒ ベンネロッサとらるる「ローマ法の理論的解説」

があり、これらはノタリアのイタリウスによって書かれたという。

- (25) Vgl. Rashdall, a. a. O., S. 259.
- (26) Rashdall, a. a. O., S. 119 f.
- (27) マンナー・鈴木訳「近世私法史」一四二頁参照。vgl. Savigny, III, S. 92.
- (28) „Quod vulgo assertitur, Justinianeus leges in scholas Lotharii jussu et auctoritate esse reductus, id non tantum incertum, sed falsum esse.“ (H. Conringi De origine juris Germanici, Oper. tom. VI, MDCLIII, c. xxi) 然レハローニンツは、次のように云フ、當時は各民族が、自由ローマ法、ランコンド法、ザリー(フランク)法を選択していた。恐らく当時イタリアの最大のマルクグラフィン マチルダに、ローマ法講義の請願がなされ、ここに法の博士達を養成するための新しい形の学校が、一二二八年頃創設されたと思われる。ロタリウスはゲルマニアにローマ法を導入しなかつたのであり、法全体が変えられることもなかつたのである。(Conringius, ebenda, c. xxii)° vgl. Rashdall, a. a. O., S. 115 u. A. 1.
- (29) Stumpf, Nr. 3700, MGH Const. I, Nr. 148 f.
- (30) Koeppler, S. 588 この人物はミラノのコンスルであると同時に、ンヴィアの封建法学者としても著名であった。vgl. Schröder-Künigberg, a. a. O., S. 432 A. 9 u. S. 759, Freising, II, 17
- (31) Vgl. Stumpf, Nr. 3708.
- (32) その一部は ZRG, R., 1 (1880), S. 88 f. にある。この作者はヘルガモ人で皇帝の被保護者であると推定されている。作られた時期は一一六七年より前(この年にヘルガモは皇帝に反抗)で、ミラノが破壊されたことを述べているため、一一六二年より後と考えられている。なお MGH のシリーズの一つとして Carmen de gestis Friderici が一九六五年に公刊され、

その中に全文が収録されていると伝えられるが、手にする機会がなかった。

- (33) Sitzungsbericht der bayerischen (müncheneren) Akademie der Wissenschaft. Phil.-Hist. Kl. 1879, II, S. 285.
(これも部分的なものでしょう)。この頌歌は、彼の手にあつて、ヴァチカンの手写本から発見されたものであるでしょう。

- (34) Freising, II, 29

- (35) „Qui tamen hac una sunt re quandoque molesti,

Cum cognant aliquem, quod non acceperit ipse,

Solvere, tollentes propter non debita pignus.

Namque datum nostris vicinis aes alienum

A nobis repetunt qui nullo iure tenemur.

Unde, pater, petimus perversum corrige morem,

Lege tua liceat tutos hic esse legentes.“

- (36) „Tunc rex, principibus consultis ordine cunctis,

Legem promulgat, que sint tutela legentum,

Scilicet ut nemo studium execere volentes,

Impediat stantes nec euntes nec redeuntes,

Nec pro vicino qui nullo iure tenetur.

Solvere cogatur, quod non dedisse probatur.

Inde rogat cives, ut honorent urbe scolares,“

フリードリッヒ・ペーペーの「ローマ城の聖體的樂歌」

- (ZRG, R., 1, S. 89) vgl. W. v. Giesebrecht, *Geschichte der deutschen Kaiserzeit*, V, 1, (1880), S. 52.
- (37) この頌歌を部分的に紹介したA・Pなる不詳の人物は「この学徒保護を目的として与えられた」フーアドリックの法規は「キヤンポルニョルは其のAuthentica Habita (Privilegium scholasticum) に依りて」を叙してゐる。それによつて、それに関連したキヤンポルニョルのテキスト変更は強く反対してゐる (ZRG, R., 1, S. 90)。
- (38) Giesebrecht, a. a. O., s. 181. A * サヴァニー雑誌のA・Pなる人物の批判と「キヤンポルニョルのこの著書は共に、一八七〇年に公刊せられた」。
- (39) Annales Ratisponenses (MGH, SS, XVII, S. 587) 2 1157: Fridericus imperator secundam expeditionem in Italiam fecit, et Bononiam adiit... 2 999 2 1158年の諸説はこれである。
- (40) Lombardie etiam huic obsidioni hii affuerunt principes: Ugo marchio de Monte ferrato,....., et Plurimi alii Lombardie principes:.....; alia quoque Lombardie civitates cum sua forti militia huic affuerunt operi, videlicet Veronenses,....., Bononienses quoque cum suis legistis et sapientibus,..... aliarum quoque Lombardie civitatem plurima milita. (Vicentii Pragensis Annales; MGH, SS, XVII, S. 673)
- (41) Otto Morena は都府ロドの皇帝の宮廷裁判官であった。この年代記は一一五三——一一六八年の間の史実を記してゐる。Muratorii *Scriptores rerum Italicum*, T. 6 2 1157 Ambrosiana Bibliotheca 2 1157 ex codice Ambrosiano 2 Editio princeps (Historia rerum Laudensium tempore Federici Aenobarbi cesaris, Otonis Morenae et Acerbi F., cum notis et emendationibus Filicis Osii=Editio ab Osio) の1157を並載してゐる。写本の系統はこの1157に分けられる模様で、MGH, SS, XVIII 2 1157 更に前者の系列をBと21157 後者をAと21157 計五つの写本を取り上げ比較対照の上、定本を作成してゐる。vgl. MGH, SS, XVIII, S. 586.

(24) Ottonis Morenae Historia Rerum Laudensium; ex edito Ab Osio: Muratorii Scriptores rerum italicum, T. 6, S. 1018, vgl. MGH, SS, XVIII, S. 607. Post ista cum Dominus Imperator semel equitaret super quodam suo Palafreno (=Paravere) in medio DD. Bulgari, & Martini, exquisivit ab eis, utrum de iure esset Dominus Mundi; dictus Dominus Bulgarus respondit, quod non erat Dominus quantum ad proprietatem; Dominus vero Martinus dixit, quod erat Dominus, & tunc Imperator, cum descendisset de Palafreno, super quo sedebat, fecit eum praesentari dicto Martino: Bulgarus autem hoc audiens dixit haec elegantia verba; Amisi equum, quia dixi aequum, quod non fuit aequum. “*なせいの錯かた*” MGH, SS, XVIII, S. 607 *では特に小字で讀む*。本文に入れたらな。

この4つはマルチヌスの皇帝への贈り物について、それを証明する一つの事実がある。それは Authentica Sacramenta puberum (C. 2, Si adversus venditionem. Lex. Sacra.) によるマルチヌス説の採用である。この法文は、売買契約をするにいつて、事情を良く知らずに、宣誓を強制された未成年者が、その売買契約を取り消すことが出来るか、という問題について規定している。当時ブルガルスとマルチヌスとは説が分かれ、前者はその取消を有効とするに對し、後者はかかる取消を認めなかった。上記の Authentica Sacramenta puberum では、このマルチヌス説が採られている (Savigny, IV, S. 183 f.)。この Authentica は何時出来たものかについては、様々な説があり、一五五年の皇帝のボローニャ滞在中心とする (Savigny, IV, S. 189 A. d.)、⁴⁴ Ralewin, IV, 7 がロマンコン国会 (一一五八年) の記事で、”super iustitia et de regalibus.” と記述するのはハーレーマンの解釈による Authentica を指すと見ることも出来る。 ”Authentica” について三〇三頁参照。

- (25) Kirtel, S. 101. vgl. Savigny, IV S. 180 f. フクルシウスは、ブルガルス、マルチヌスの見解の部分のみを記し、馬の贈
フリーヒリマン、マンロンナウらとの「ローマ法の理論的継受」

与ていつは触れつゝなる (Accursius, in L. 3, C. Omnia principis: Etiam quoad proprietatem ut dixit Martinus principi apud Roncaliam timore vel amore..... sed Bulgalus contra: Savigny, IV, S. 181. A.d.)° カムンムスル
 のうたを致つて同様な記述を行つてゐる° (Odfredus, in C. VII, 37, 3: Hic voluit colligere dominus Mar. quod
 imperator sit dominus omnium rerum singularium.....et ita respondit imp. Frederico, dum esset apud Roncha-
 liam timore vel amore. Sed Bulg. dixit contra eodem loco: Kirfel, S. 103 A. 11)

- (44) カムンムスルは記つてゐる° (Odfredus in dig. vetus, L. 3 de iurisdictione (2, 1): Savigny, IV, S. 182 u,
 A. F.)° マンロタリウスは「インリッヒ七世から merum imperium は誰に帰属するかとの質問を受け、ロタリウス
 は「皇帝一人に」と答えたに反し、アンは「法書から読みとるべきロマヌス gladii potestas は皇帝に優先的 (per
 excellentiam) に帰属するが、他の裁判官にも帰属し得る」と答えた。その帰途皇帝はロタリウスに馬を与えた。この結果
 は「マンロタリウス Summa Codicis, 3, 13 の」の如くに記つてゐる° propter ista verba amismus equum, non tamen
 fuit aequum. (vgl. Kirfel, S. 101f.)

- (45) 皇帝の権限に関する法学者達の見解が不統一であつた点について Kirfel, S. 100f. を参照。マルチヌスの見解が、畏敬
 と好意によるとらうアクトルシウスの叙述は特に興味深い。

- (46) Koeppler, S. 587 Rahewin, IV, 3 は博士達の参加を記つてゐる solis episcopis cum paucis admodum princibus
 consilii sui participibus iniungit,.....。だが Gunther の Lingrinus なる一八六七年に作られた叙事詩中では、この
 言葉は物語らしいもの (VIII, 446 f.)° それゆゑに ergo sacros tantum patres iurisque peritos et de principibus
 paucos... とどう表現を見るだろうか。この点に基づいて、ホルツマンは、この諮問会にも博士達が参加してたと結論し
 てゐる (R. Holtzmann, Das Carmen de Frederico I. Imperator: Neues Archiv der Gesellschaft für ältere

Deutsche Geschichtskunde, Bd. 44, S. 294)°。また、これを引継いで博士達の出席は当然だったから、Rahewin は記をな
らせたという見解もある (E. Ottomar, Dasselbe, Neues Archiv……, Bd. 46, S. 470)°。しかしこの後半に作られた
詩によれば、当時その場に在った Rahewin の記事を訂正しようとして、解釈するのは危険である。

- (47) „Qui respondentes imperatori dixerunt, se nolle hoc facere sine consilio aliorum iudicum universarum Lom-
bardie civitatum, ibi tunc existentium.“ (MGH, SS, XVIII, S. 607) の古文書は、この全篇を、その封建な性格を
有していることを示している。vgl. G. Post, Studies medieval legal thought, Princeton 1964, S. 83 f.

- (48) „Ipsi autem iudices cum 28, exceptis Bononie magistris, fuerunt, Statim ut imperator iusserat, ad consilium
euntes, de omnibus regalibus iuribus inter se diligentius contulerunt. Qui Postmodum ad imperatorem redeu-
nentes, coram omnibus principibus omnibusque civitatum Lombardie consiliis narraverunt in scriptis omnia
iura, que ei iure regalie noverant pertinere.“ (MGH, SS, XVIII, S. 607~8) はその文章はキヤンズ版によつて
おり、フィンスターハルターのフムプロシアヌス版による引用 (Finterwalder, S. 13) とはやや異なっている。また、上掲の
史料につき、この協議に四博士が入っていたかどうかや不明な表現があるが、フムプロシアヌス版では、„Ipsi autem
iudices cum XXVIII exceptis Bononie magistris fuerunt, omnes ad consilium exeuntes ac omnia regalia……“ と
あり、従来すべての解釈も、四博士が会議に加わっていたと考えられている。(vgl. Koeppler, S. 586 usw.) もっとも加わ
っていたということは、議決権行使したのではなく、二八名に法規の内容を説明、説得したという意味である。

- (49) Koeppler, S. 586 は、この法規を書き記した者を、博士達であると解しているようであるが、その場合には彼等は、その
ars dicandi を単なる書記として使ったに過ぎないと評価されねばならぬ。ホローニヤ学派の前身が、文書術 dictamen
の教師でもあったことについては、Rashdall, a. a. o., s. 109 f.

- (50) Vgl. Rashdall, a. a. o., S. 239. リウトブランド王法第七八条は、六〇年間の平穩なる占有に於て publicus の保有權を認めつつある（稿訳「神法」九一四参照）。これに対して「彼等が Inst. 4, 6, 12; 4, 16, 3, D. 2, 4, 4, 1 などによつてその使用取得の不能を説いたことが想像される。
- (51) MGH, Const. I, Nr. 177, c. 10: Illud quoque sancimus, ut in omni sacramento fidelitatis nominatim imperator excipiat.
- (52) MGH const. I, Nr. 176 c. 1 f., c. 11: Ad haec: qui allodium suum venderit, districtum et iurisdictionem imperatoris vendere non praesumat: et si fecerit, non valeat.
- (53) „.....at the Diet of Roncaglia. The doctors, if they did not answer as Roman Lawyers, certainly answered as Lawyers.“ (Rashdall, a. a. O., S. 259)
- (54) ロンカリアにおけるレガリーメンの法規立法に四博士が協力したことに關し、後年ブラケンティヌス Placentinus が非難しつつある。それは vectigalia, arimannia, collatio extraordinaria ad felicissimam regalis expeditionem, fodrum あるいは tributum に関するもので、ブラケンティヌスは「元來イタリアは租税免除地域であるのに、四博士がこれを認めたるは不當であると主張しつつある (Summa trium Liberiorum, titulus De annonis et tributis) しかレサビーニヤ、イタリアにおける租税免除はディオクレティアヌス帝期までであるという史実から、ブラケンティヌスの説の誤謬を指摘しつつある (Savigny, IV, S. 175 f.)」。
- (55) Vgl. Koeppler, S. 588.
- (56) Giesebrecht が例の頌歌紹介に付随して行つたと伝えられるもの「更に」 ZRG, R., I, S. 90 f. 最近では Koeppler の校訂〔註 (56)〕（一九三九年）がある。

(5) „Dat apud Roncalias, anno Domini MCLVIII, mense Novembri.” (MGH Const. I, S. 249)

(85) 上記一九四頁参照。

(86) 参考のためにMGH及びケプラーを校訂したものを参照して得べ。

(A) Koepler, S. 607

Imperator Fridericus. Habita super hoc diligenti
episcoporum, abbatum, ducum et omnium iudicum
et procerum sacri palatii nostri examinatione, omni-
bus qui causa studiorum peregrinantur scholaribus,
et maxime divinarum atque sacrarum legem pro-
fessoribus hoc nostre pietatis beneficium indulgemus,
ut ad loca, in quibus literarum exercentur studia, tam
ipsi quam eorum nuntii veniant et habitent. in eis
securi. Dignum namque existimus, ut, cum bona
facientes nostram laudem atque protectionem me-
reantur, omnes eos, quorum scientia mundus illumi-
natur, ad obediendum deo et nobis, ministris eius,
vita subiectorum informatur, quadam speciali dilec-
tione ab omni iniuria defendamus. Quis eorum non
misereatur, amore scientie facti exules; de divitiis

(B) MGH Const. I, Nr. 178

Habita super hoc diligenti episcoporum, abbatum,
ducum, comitum, iudicum et aliorum procerum sacri
nostri palatii examinatione, omnibus qui studiorum
causa peregrinatur scholaribus, et maxime divinarum
atque sacrarum legum professoribus, hoc nostre pietatis
beneficium indulgemus, ut ad loca, in quibus litte-
rarum exercentur studia, tam ipsi quam eorum nuntii
veniant et habitent in eis secure. Dignum namque
existimus, ut bona facientes nostra laude et protec-
tione tueantur, quorum scientia mundus illuminatur
ad obediendum Deo et nobis, eius ministris, vita su-
bictorum informatur, quadam eos speciali dilectione
ab omni iniuria defendamus. Quis enim eorum non
misereatur, cum amore scientie facti exules, de diviti-
bus pauperes semper ipsos eximantur, vitam suam omni-

pauperes semetipsos exinaniunt, vitam suam omnibus periculis exponunt, et. a vilissimis sepe hominibus—quod graviter ferendum est—corporales iniurias sine causa perferunt.

Hac igitur generali lege et in eternum valitura decrevimus, ut nullus de cetro tam audax inveniatur, qui aliquam scolaribus iniuriam inferre presumat, nec ob alterius eiusdem provincie debitum, quod aliquando ex perversa consuetudine factum audivimus, aliquod dampnum eis inferat.

Scituris huius sacre legis temporatoribus et illius temporis si hoc vindicare neglexerint locorum rectoribus, restitutionem rerum ablatarum ab omnibus exigendam in quadruplum, notaque infamie ipso iure irrogata, di gnitate sua careant in perpetuum.

Verum tamen, sieis litem super aliquo negotio quispiam movere voluerit, huius rei optione data scolaribus, eos coram domino aut magistro suo vel ipsius civitatis episcopo, quibus in hoc iurisdictionem dedimus, conveniat. Qui vero ad alium iudicem eos trahere

bus periculis exponunt et a vilissimis sepe hominibus, quod graviter ferendum est, corporales iniurias sine causa perferunt! Hac igitur generali et in eternum valitura edicimus lege, ut decetero nullus ita audax inveniatur, qui aliquam scolaribus iniuriam inferre presumat, nec ob alterius provincie delictum, quod aliquando ex perversa consuetudine fieri audivimus, aliquod dampnum eis inferat; sciturus, huius constitutionis temeratoribus et illius temporis, si ipsi hoc vindicare neglexerint, locorum rectoribus restitutionem rerum ab omnibus in quadruplum exigendam, notaque infamie ipso iure eis irrogata dignitate sua in perpetuum careant. Verumtamen si eis litem super aliquo negotio quispiam movere presumpserit, huius reoptione scolaribus data, eos coram domino aut magistro suo vel ipsius civitatis episcopo, quibus hanc iurisdictionem dedimus, conveniant. Quod si vero ad alium iudicem trahere temptaverint eum, et si iustissima causa fuerit, pro tali conamine a debito cadat. Hanc autem legem inter imperiales constitutiones sub titulo

templaverit, causa, etiam si iustissima fuerit, pro tali
conamine cadat.

Hanc autem legem inter imperiales constitutiones
sub titulo 'ne filius pro patre etc.' inseri iussimus.

ケンラーが用いた原典は

Palatinus latinus 761, Vaticanus Latinus 1427, Parisi-
ensis Latinus 16910, MGH, Const, I, Nr, 178 の 49°。

(9) 前註(3)の 49°。

(19) この特許状の史料批評の重要なポイントである。たゞに「キーヤパルティナ」の語について delictum と debitum と
を区別するところ (ZRG, R, I, S. 90)° ケンラーは Palatinus I. の Parisiensis I. (前註末尾参照) の 49° の結果として
「キーヤパルティナ」の語を「債務」又は MGH の „alterius provincie delictum” と „alterius eiusdem provincie debi-
tum” とを区別する 49° delictum と debitum とを区別する部分のみである。

(3) Vgl. Koeppler, S. 595f. ケンラーは「法学者の考え方を次のように推測する 49° „represaliae sunt contra formam
iuris, et a statutis vel consuetudine procedunt. 54° 11 月 25 日の條款 (註 (9)) を参照せよ」。

(3) Vgl. Koeppler, S. 595f.

(4) Vgl. Rashdall, a. a. o., s. 159 f. 制度的に完全な団体を見出し得る 1192 年であるところ。

(3) Koeppler, S. 601, Nov. 52, c. 1: Propterea sancimus nullam plane pigenerationem in nostra republica valere

フーニエリニョ ケンローナチウス 49° 「ローマ法の語彙的綴成」

(81) このほかに註(42)に記した *Authentica Sacramenta puberum* があるが、これもこの特許状と成立時を同じくしている。²⁰

(82) Rahewin, IV, 31

(83) この時の模様については、オットー・モレーナの息 *Acerbus Morena* が記している。それによると、ミラノを攻略して後、バルバロッサは大軍を率いて、まだ完全に皇帝の支配に服していないボローニヤ (*Bononian, que nondum imperiali iugo plenarie fuerat subdita*) に進軍し、近くの *Reno* に陣を張った。ミラノ人と異り弱気なボローニヤ人は戦わずして降伏した、という。更に、モレーナは次のように記して、法学者に触れている、「事実ボローニヤは、学問研究の分野で、イタリアの他の全ての都市に比してすぐれていた。すなわち、他の学者の中で法の四つの光がひときわ輝いていたからである。かくして都市ボローニヤは皇帝に服従した。当時この四人の博士達は卓越した地位にあった。すなわちマルチヌス、ブルガールス、ヤロプス、ウイビある。」*Pollebatur idem tunc Bononia in litteraribus studiis pre cunctis Ytalie civitatibus, quatuor legum columnis inter ceteros magnifice radiantibus. Subiugata est igitur plenarie ipsa civitas Bononie domno imperatori, hiis quatuor doctoribus tum excellentibus, scilicet dominis Martino Goxia et Bulgaro, Iacobo atque Ugone de Porta Ravegnana.* (MGH, SS, XVIII, S. 639) なお、モレーナは「一六七年春、再びバルバロッサがボローニヤを恭順せしむることを記しつゝ」(ebenda, S. 645)。

四. バルバロッサの法思想と「理論的継受」

元来皇帝には立法権は帰属していない。Rezeption の問題には「皇帝法思想」が作用している。しかしこの間を繋ぐものが欠けている。皇帝法はローマ法に基づいて妥当性をもつという示唆は、ローマ法はまた皇帝法として妥当性を有しているのだから、結局何も説明してないことになる。

——H・クラウゼ⁽¹⁾——

(一) シュタウフェン時代の皇帝法を廻る問題は、まず伝統拘束的な法意識が、如何なるプロセスを通じて、皇帝の諮意的な立法を認める絶対的立法権の理論と交代してゆくかという点に絞られよう。⁽²⁾ 事実、ザクセン・ザリエル朝時代、皇帝文書に記された *Lex facere* という表現は、「権利(法)を護る」ことを意味していると考えられ、*Lex* が客観的な意味での法を表わす場合は極めて稀であったといわれている。⁽³⁾ *Gesetzgeschichtlich* に見ると、主観的な法と区別されて、*Lex* が客観的な法を意味する例は、オットー三世の時代に初めて現われる。⁽⁴⁾ これはすでに前にも触れたように、イタリヤの書記によるローマ法文的表现の結果である。次のハインリッヒ二世の時代以降、はっきり両者を区別した表現⁽⁵⁾を読みとることが出来るが、これは、教会法或はバヴイア法書というまとまった法体系を考慮した場合に多く用いられたと考えることが出来る。⁽⁶⁾

しかしながら、十世紀から十一世紀にかけて、*Lex* がローマ法を指す場合は稀なのであって、漸く、この時代に、主観的・客観的法の総体、すなわち法一般を意味する段階に至ったとクラウゼは考えている。⁽⁷⁾ すなわち、未だ法は創

造されるものであるという意識はなく、所与の法、発見される法であり、莫然とした古き良き法秩序の総体が、當時の法観念を支配していたと思われる。現状維持が伝統的支配の至上目的であってみれば、法意識の変化は基本的にはあり得ず、折りにふれて吹き込むイタリアからの新風も、これを覆えすことはなかったのである。かのクリューニの平和運動によるラント平和令の立法も、当初諸侯と皇帝との宣誓による取り極めの形としてのみ、法の舞台に現われたに過ぎない。しかし、ここに大きな力が隠されていたのである。

一つの突破口が、十二世紀初頭に開かれたといえる。それは平和運動の推進によるものであって、ローマ法によったものではなかった。一一二一年のハインリッヒ五世のラント平和令は、協約に基づく以前ラント平和令の遵守を認すると同時に、平和の破壊者を帝国の告示に従わせることを目的とするものであった。⁽⁸⁾ここに勅法という形で、皇帝の制定法がクロープアップされたのであった。

平和の保護者としての皇帝の使命感は、容易に、キリスト教徒の保護者、世界の支配者たるローマ皇帝の理念と結びつき得た。かくしてバルバロッサの登場した時代には、土台として封建的な支配、それに伴う伝統的な法意識に根ざしながら、理念的には、ローマ皇帝の称号に飾られた強力な支配者が平和の守り手として期待されていたと考えることが出来る。すでに第一章で記したように、バルバロッサが現実に行った政策は、或はこうした期待とは程遠く、僅かにイタリア政策にその片鱗を見せたかとも思えるが、これとても、帝国の失地回復以上の何物でもない。こうした限定は、当時のドイツ更にはヨーロッパの政情から必然的に規制されたものであろう。バルバロッサの同盟政策は何よりもこれを物語っているが、こうした政治的な現実、志向の問題よりも、バルバロッサによって、ドイツ皇帝の

法意識が、かつての封建君主の枠を脱して、絶対的支配者のそれへと大きく一步を踏み出すための姿勢を整えたことに注目しなければならない。勿論バルバロッサが形式的な面でも、皇帝の立法権を完全に樹立したとはいえないが、シュタウフェン前期に準備されたことを前提とし、それに照応したローマ皇帝理念の高まりは、バルバロッサの法意識をかなりの速度で変えていったと見る事が出来るのであり、その過程でボローニャの法学者の影響も相当考慮される必要がある。

(二) 最初に注意を喚起しておき度いことは、バルバロッサの法に対する考え方が、治世の初期と後期では相当の違いがあるということである。すでに、彼が皇帝に即位した時代には、~~その~~は客観的な意味での法を表現することは、最早珍しいことではなくなっていた。何よりも教会法体系の存在は、別の客観的法秩序たる世俗法を意識しないわけにはゆかなくなっていた。即位した一一五二年七月の平和令には、「教会法と世俗法が、有効ならんことを願う朕は」と記して、既存の法秩序の護持を目的としており、とくに自らの法制定への意欲を示していない。更に一一五八年ロンカリアの立法に際してさえ、その演説で、「法を制定 *condere* する場合には、特に慎重でなくてはならない、蓋し一たび法規が制定されると、それによって裁判の自由が失われ、法規に従って裁判せねばならない。」と述べて、諮意的な立法に対して消極的とも受け取れる発言をしている。こうした伝統拘束的なバルバロッサに対して、すでにフライジングは、「年代記」の献呈の辞で、「ドイツ諸国王のみが、法の上にあり、神判を受くべき世俗の法に拘束されぬ。」と断言しており、更に一一五八年のロンカリアの国会において、ミラノの大司教によって、ローマ法に根拠を持つ皇帝立法権についての進言がなされていた。⁽¹⁴⁾

このように、バルバロッサの時代に、その後のドイツ皇帝の法律観、法律政策のための諸要素がすべて整えられたとみることが出来る。すなわち、(a)従来の皇帝文書において漸く確認されつつあった法規の制定 *lex condere* の観念は、皇帝による絶対主義的立法へと飛躍する可能性を持つに至ったこと、⁽¹⁵⁾(b)皇帝文書には表現の点でローマ法文からの引用が漸増すること、⁽¹⁶⁾(c)伝統的な法律観はローマの皇帝法に古き良き法によってより一層権威づけられ、それが支配的な位置を占めるに至ること、以上の三点を指摘することが出来る。そしてこれらは、いずれもローマ的なものとの関連なくしては考えられないのであり、ノタリウス、⁽¹⁷⁾聖職者、博士達の影響を考えるべきであろう。

しかし、バルバロッサ及びその書記局の法意識は結局は形の上では保守的な段階にとどまったといえる。すなわち、すでに *lex condere* という表現は常識化したものの、それはあくまでヴァイステムの形式を前提とした伝統的支配の法発見を出でなかった。⁽¹⁸⁾ 僅かに、特許状の授与の面で、皇帝による法の制定の志向を示すか、レーン法、平和令において中央集権的国家への態勢を示すと同時に、皇帝の宣誓を留保することにより、それに実質的に立法の意味を持たせたに留ったのである。確かにバルバロッサの新しい国家理念には注目する必要があるし、その意義づけを怠ってはならないであろう。唯ここで強調したいのは、形に現われた限りにおいて、バルバロッサの法律政策は、革命的な新しさを備えてはいない。このことは、バルバロッサの政策の基本路線はレーン政策であったという評価に照応している。バルバロッサは、ミラノの大司教の進言をそのまゝの形で取り上げなかったし、皇帝の絶対的権力の法的な基礎づけを、具体的なケースで利用した事例もない。また皇帝文書上のローマ法文の引用は、確かに増加するが、特に重大な意味を含むものに乏しいことも考慮に入れておこう。⁽¹⁹⁾

ここで問題としたいのは(c)の点のみである。伝統的な法律観は、極く自然に「ローマ法」と結合する可能性が論理的にも考えられるし、更に決定的だったことは、ボローニャの四博士達⁽¹⁾の法律観と共通の場を持っていたことである。フライジングによって歴史的に証明されかつ高揚されたローマ皇帝理念は、まずバルバロッサに伝統的支配者としての皇帝の自覚をうながすことになった。バルバロッサの前には、ルードウィッヒ、カール、ユスチニアヌス、ヴァレンティアヌス等連綿たるローマ諸皇帝の系譜があった。それらは支配の正当性の保証でもあった。彼等祖先との一体感、当時の思想状況においては、まずこれが先行することを考える必要がある。そして、ドイツ地域における平和の確保、イタリア政策の一応の成功は、バルバロッサの自信を深め、ローマ法文の片言隻句による皇帝権力の基礎づけを必要としなかったと考えられる。一方のボローニャの博士達にとって、彼等の研究対象であるユスチニアヌスの法書は、世俗法として *per excellentiam* なものであり、すなわち皇帝法書であることが前提として置かれていた。

ボローニャの博士達との接触により、祖先諸皇帝による皇帝法の存在を如実に知ったバルバロッサは、その伝統的な法意識に照らして、これこそ俗界における「古き良き法」と考えたに違いない。一一六五年九月の「或る聖職者の遺言に関する宮廷裁判所の判決」において、「神聖なるわれらの先祖達、コンスタンティヌス帝、ユスチニアヌス帝、ヴァレンティニアヌス帝、カール大帝、ルードヴィヒ皇帝の遺した神聖なる法規及び告示を遵守する朕⁽²⁰⁾」と記すに至った。こうしたローマ理念の法的な面での強調、すなわちローマ法の理論的継受は、それなりの政治的局面への対処という側面を持っているとも考えられよう。すなわち、ロムバルド諸都市と結び、フランス国王と通じて、不穏な動きをみせつつあった教皇、及び彼の持つ教会法の体系に対する意識を、読みとることも出来る。

更に、バルバロッサは、単に理論的に、ローマ皇帝法の尊重、その神聖化された皇帝法観を具体的な形に表わすことになる。一一八六年末の一種の平和令「放火犯に関する勅法」*Constitutio contra incendiarios*の末尾において、「この勅法を、わが祖先たる皇帝の諸法に挿入し、永遠に保存すべきことを命じ」⁽²²⁾ている。この挿入が、ボローニャの博士達の「特許状」の例に倣ったものであることは当然考えられる。この勅法は、一連のラント平和令の一つの帰結として、すなわち中世末期における平和団体構成のための皇帝の努力の結果として大きな意義をもつものである⁽²³⁾が、それ故に、この「挿入」の指示は、皇帝法の徹底、保存に加えて、権威化のための重要な手段とみる事が出来る。この勅法はニュルンベルクで起草されたものであるが、法学者達との直接の連携がなかったためであらう、「挿入」は実現されるに至らなかった。従って、バルバロッサに由来する *Authenticae* の挿入は、いずれも法学者達が積極的に行ったと考えられる二つの例、すなわち *Authentica Habita* (C. 3, 14, 5) と *Authentica Sacramenta puerum* (C. 2, 28, 1, § 2)⁽²⁴⁾ とに留まったのであった。一一八六年の勅法の挿入は実現こそされなかったが、これによって、バルバロッサの皇帝法に関する法律政策は、法学者のそれと同一の平面に並ぶこととなった。かくしてユスチニアヌスの法書への新たな勅法の挿入と付加が、これを契機として後年行われてゆく。

皇帝が命じた例としては、フリードリッヒ二世のローマ勅法 *Constitutio in Basilica Beati Petri* (一一二〇年)⁽²⁵⁾をまず挙げることが出来る。オドフレドスの記すところによると、皇帝はローマの聖ペトロ寺院で、この勅法を適当な章に挿入するように、博士達に命じた⁽²⁶⁾という。博士達はこの勅法の一部を C. 1, 3 (6) に *Authenticum* として挿入したのである⁽²⁶⁾。十四世紀においては、ハインリッヒ七世の異端者に関する勅法 *Constitutio contra hereticos et sacrile-*

808 には、ローマ法典の最も適当な章への挿入が命ぜられたが、これは実行されるに至っていない。⁽²⁷⁾ このように、諸皇帝は、自らの勅法をユスチニアヌスの法書に付加する試みを行ったわけであるが、この現象を中心としてローマ法の理論的継受という言葉が通常用いられているようである。⁽²⁸⁾

一方法学者の側でもやがて非常に意味深い処置がとられることになる。すなわち十三世紀前半、封建法書 *Libri feudorum* ⁽³⁰⁾ がその中にドイツ皇帝の勅法を含むという理由によって、新勅法第十巻 *decima collatio Novellarum* として付け加えられることになった。付加を行ったのは、オドフレドスによると、フゴリーヌス *Huglinus* であるとい⁽³¹⁾う。この封建法書の追加は後世に大きな影響を与えたと思われる。特に、ユスチニアヌスの法典を母体とするローマ皇帝の法書についてのグロサトーレスの研究業績は、やがてアクルシウス *Accursius* によって整理され、ここにグロッサ付ローマ法典が集大成されることになった。*Codex* に挿入された *Authentica* も、そして封建法書に含まれる多くのドイツ皇帝の勅法も、他のローマ及びビザンツに由来する諸法文と全く同様に、註釈を付されて權威ある法書を構成することになるのである。十四世紀、この法書を実務面に適用し、実用法学の方向を打ち出したコメンタトールレスにとっても、これらすべてが權威ある原典の意義をもっていたのである。

皇帝による勅法挿入の命令、法学者によるユスチニアヌス法書への挿入及び追加、この両者は、共にローマ皇帝法理念という共通の基盤に立っている。ドイツの諸皇帝は、ローマ諸皇帝を先祖と仰ぎ、その法書は古き良き法という伝統的な法律感にも合致するものであった。一方、グロサトーレスは自己の研究対象たるユスチニアヌスの法典を至上のもの *per excellentiam* と考えていた。当然のことながら、彼等の法律観は、ユスチニアヌスの法典とイタリア

の諸事情に基づいている。現皇帝の勅法についても、皇帝がイタリアの地で制定したのか、ランゴバルドに関係あるものとしてバヴィアの法学者が収録した封建法書の形でのみ、(ドイツ) 皇帝法を取り上げたに留まっている。ドイツで制定された二つの勅法は、*Authentica* としての挿入をうたいながら、皇帝法書の一部を構成するに至らなかった。これは偶然なのだろうか。グロサトーレスの対ドイツ意識ということも、将来研究されて然るべき問題であろう。

理論的継受という用語は、本論文の冒頭で指摘したように、一見明瞭なようで誤解を招く要素を多分にもっている。例えばブラーニツの説明などはその代表的なものである。すなわち、「すでにオットー三世の時代に、ユスチニアヌスの法典がドイツ皇帝法と看做されていた。ドイツの諸王は自らをローマ皇帝の承継者を以て任じ、係争条件においてはローマ法を引合に出していた。フリードリッヒ一世、二世及びハインリッヒ七世は、皇帝法を *Authenticae* として *Codex* の中へ入れた。カール四世の立法には、多くのローマ法的表現や語法が用いられた。総じてこれらは、極く僅かの実務上の結果しか伴わぬ理論的継受に留ったのである」と。この考え方の特色は、実務的継受なるものを一応想定して、それ以外の問題、実際上は時代的に前にあるローマ法の影響すべてを「理論的継受」として一括していることであろう。それは実務上の効果という尺度しか持たないから、二つの概念は程度の差でしかないことになる。理論的継受という用語には常にこうした危険が伴っているように思える。ミッターイスもまたその例外ではない。⁽³³⁾ 正しい発想を行うためには、まず理論と実際(実務)を明確に区別してかからねばならない。そして理論的継受といううらには、実務上は殆んど影響を与えなかったにも拘らず、理論上はローマ法を採用したという、法觀念の存在のみが第一に問題となるべき筈である。その前提はバルバロッサの場合、フライジングの著作、皇帝頌歌として与えられて

おり、一一六五年の「祖先たるローマ諸皇帝の法の尊重」という言葉によって、そのローマ法の理論的継受が明言されたことになる。問題はまずここで一区切りされねばならない。伝統的支配を基礎としたバルバロッサの法律観は、極く自然にローマ皇帝法を受容することが出来たのである——当時にあつては勿論、継受とか受容とかの感覚はなかったであらうが——。

こうした消極的な面を前提としながら、バルバロッサの皇帝法に対する考え方は、一転して積極的なものへと転換する。例の皇帝法をユスチニアヌスの法書に挿入せよとの命令がそれである。これは最早理論的継受というパッシヴな表現にはやゝ不適當な現象であらう。いいかえれば、ドイツ皇帝法のローマ皇帝の權威ある法書への付加である。そして、法学者によって後年行われた封建法書の追加もまた、ドイツ皇帝の立場に立てば、全く同一の性質を持つものとして評価し得るのである。⁽³⁴⁾こうした積極的な処置は、かの理論の存在を具体的な形で証明するものであるが、十五世紀以降の実務的継受に対して、單なる思想的前提ばかりではなく、皇帝法の總体を純ローマ法的なものとしてではなく、ドイツ皇帝の法規をも含んだ形で提示することになるのである。この事實は、実務法曹達が、皇帝法曹としての自覚を形成するのに役立ち、特にドイツ人法学生にとって、ユスチニアヌスの法書を一層身近かなものにする効果も伴つたと推定されよう。更に指摘しなければならぬことは、封建法書の封建法の存在は、ローマ法学者に封建法の知識を与えることになり、結果として頻発する土地所有、相続の問題解決に、共通法を提示する役割も果たしたのである。⁽³⁵⁾この章の表題は、あたかもバルバロッサが主役であるかの印象を与えるが、実はこうした一連の動きは、法学者によって始められ、法学者によって完結されている。こうした観点からも、グロサトーレスの評価がなされねばな

らないであろう。そしてその後の實際面での発展もまたコメンタトールス、継受期ドイツの法学識者によって担われてゆく。このような諸点を考慮に入れた上で、ドイツにおけるローマ法の継受、すなわち、その司法の学問化の過程におけるローマ法の圧倒的な受容に対して、ローマ理念の法的な側面での思想的形成物——ローマ法の理論的継受——を評価せねばならない。十二世紀のローマ法に関する諸問題はクンケル W. Kunkel がいうように、イタリアの問題に留るかもしれない。しかし、その副産物ともいふべき「学者達の特許状」に始る、新しい皇帝法の付加が、理論的継受に重要な関連を有していたのである。かかる意味合いにおいて、コシャカーの「政治的ローマ理念」に基づく見解を再確認すべきであると考えるものである。⁽³⁷⁾

皇帝文書にみるローマ法文の引用は、皇帝の権威化の手段に尽きよう。特に十三世紀以降これはしきりに行われるが、これがその後の「実務上の採用」へ漸次移行することなく、約十三世紀の後に「包括的継受」Rezeption in complexなる現象がドイツに起ったのは、この間の政治情勢すなわち帝国権力の弱さのしからしむるところであろう。皇帝法の付加は、ローマ法と固有法とが融合する契機にはならなかったのである。

上述のすべての点を考慮に入れて書くとするれば、最初に引用したミッタイスの記すところは次のようになるであろう。「バルバロッサは、十一世紀に新らたに学問の対象となった学説類集を学ぶことによって法の権威とされた注釈学者達を、自己の立法に協力させた。これは帝国に明瞭な利益をもたらしたが、今日残された法文の上では、ローマ法の影響はとるに足らないものである。彼等に報酬として与えられた「特許状」は、ローマ法大全旧勅法への挿入された。これに倣ってフリードリッヒ一世および二世、ハインリッヒ七世は、自分達の法律を同じく挿入しようと試み

ている。これらの挿入は、皇帝と註釈学者に共通の思想、すなわちローマの諸皇帝をドイツ皇帝の前任者とみる帝国理念のしからしむるところであり、ローマ皇帝法思想の形骸として残されている」。

かくして筆者にとって、ドイツを場とする法学識者の動きと「皇帝法」の機能とが次稿の課題となろう。

(1) H. Krause, a. a. O., S. 18

(2) 世良晃志郎「封建社会の法思想」法哲学講座第二巻所収を参照せよ。

(3) Vgl. H. Krause, a. a. O., S. 26 ff. すなわち、この時代の文書には、*lex facere* との表示があるが、これは *Gesetz* *machen* ではない。Recht *machen* の意味と解すべきであるという。例えばオットー一世は或る修道院設立に関する文書で、*„In iudicio residentes, ut proclamantibus, prout posse sufficeret, legem faceremus.“* (MGH D. O I, Nr. 367: Krause, a. a. O., S. 27. A, 82)

(4) *„Ideo hac lege omne per aevum, divinitate propicia, valitura edicimus,……“* (Capitulare de iustitia Ottonis III.: MGH Const. I, Nr. 22)

(5) *„……iubemus et pro lege statuimus.“* (MGH D. H II. Nr. 445: Krause, a. a. O., S. 28. A. 93)

(6) *„…… et humanis legibus solemniter inscribenda hac nostra auctoritate,…… corroboramus“* (Henrici II. et Benedicti VIII. Synodus et leges papenses de clericis ecclesiarum servis: MGH Const. I, Nr. 34, S. 74~5) 以下に記された *humanae leges* は、ドイツ法書を指すものではなく、この憲法書には、ドイツ法書を挿入せよとの命令規定、*„Hoc autem ecclesiae Dei testamentum, contra malignantes Deo auctore auctoramentum, delictissimi filii nostri H. augusti edicti lege firmari, corroborari et humanis inseri et inscribi legibus volumus,……“* 等

49° (vgl. Schramm, a. a. O., S. 280, A. 6.)

„ universali conventu nostrorum fidelium Italicorum sederemus,.....huiusmodi sententiam diffinivimus. Omnia scilicet, quae sancti canones vel sacrae leges nostrorum praecessorum inde statuerunt, summa auctoritate confirmavimus et inde etiam nostro imperiali iure addimus, ut.....“ (Constitutio de coniugiis illicitis Henrici III.: MGH Const. I, Nr. 53) 上線の部分については Nov. 123, c. 14 を参照してほしい。そのことは著者の (Krause, a. a. O., S. 29)° 頁のヘンリッヒ三世の晩年の即位と関係する点 (MGH D. H. III, Nr. 191) への注記からして C. 1, 3, 25 を照らす必要がある。

(7) Krause, a. a. O., S. 29

(8) 一〇三四年のヘンリッヒ三世の平和令が最初のものとされるが、その点については次のように文書で示す。 „ Filius regis intravit et primates totius regni, duces, marchiones, comites et alii quam multi.“ (Pax Moguntina, MGH Const. I, Nr. 74)° „ハインリッヒ・ザリッヒ「ヘンリッヒ三世の晩年」二四八頁以下参照。

(9) MGH Const. I, Nr. 106 にはがマールンブルグで制定された事情を「マールンブルグ年代記は次のように述べている。 „ Ad haec predones furesque edictis imperialibus persecutos sive legibus antiquius constitutis coercentes, unanimi conituratione confirmatum est.“ (Eikehardi Chronicon: MGH SS. VI, S. 257.)° このようにその事柄が「ヘンリッヒ三世の晩年」一〇四年「一〇八年の各ラント平和令を指すと考えられている。

(10) ロートルン三世の一〇三六年のローン法は、この点で大きな意味を持つと考えられる。

(11) „ Inde est quod nos tam divinas quam humanas leges in suo vigore manere cupientes. ...“ (MGH Const. I, Nr. 140)

(12) „dum ius condimus, cautis providendum est, quia, cum leges institutae fuerit, non erit liberum iudicari de eis, sed oportebit iudicare secundum ipsas.“ (Kahewin, IV. 4) 更にこの文言の前は「かいつは有効であつた帝国法の多くが、その後尊重されずに忘れ去られてゐる。そして皇帝の力と臣民の配慮によつて、これらが再び復活されねばならぬ。」(regnorum leges, in quibus quod ante obtinebat postea desuetudine est, ab imperiali remedio retrahere providentia necesse habent illuminari) と述べてゐる。この二つの文言は、イタリア政策と云ふ次元において決して矛盾するものとは思われぬ。失われた帝国法も事実であるし、またレガリーエン政策による別箇の法規の制定も予定してゐたのである。唯、このバルバラロッサのロンカリア国会での演説は、ラーネヴィンによるフィクションと云ふ説があることを付け加えて置く。(vgl. Krause, a. a. O., S. 33, A. 123.)

(13) „soli reges, utpote constituti supra leges, divino examini reservati seculi legibus non cohibentur.“ (Otonis episcopi Frigensis Chronicon, editio altera v. Hofmeister, 1912, S. 1: Krause, a. a. O., S. 32 A. 123)

(14) 二一四(参照)。

(15) 後年フリードリヒ二世の時代、皇帝文書には、*„lex animata in terris“* (Nov. 105 c, 2, 4) 或は *„Princeps legibus solutus“* (D. 1, 3, 31) と云つたローマ法に由来する絶対的皇帝権力を表示する用語がしばしば用ゐらる (Krause, a. a. O., S. 33 f. vgl. MGH Const. II, Nr. 150 A. 1.)、中世後半を貫く皇帝観とならぬ (classische, S. 39)。

(16) この点はオットー・シーメッツ以来特に強調されて来た。(vgl. O. Stobbe, *Geschichte der deutschen Rechtsquellen*, Bd. I, Brauns 1860, S. 612 f.)

(17) バルバラロッサの時代から、公証人文書の数が増加し、ハインリッヒ六世、フリードリヒ二世は盛んにこれを活用したといふ。これはイタリアの影響と考えられる。一七七七年には、常任の宮廷書記の官職が成立してゐる。(vgl. Trusen, a. a.

O., S. 79)

- (18) „Duo sunt, quibus nostrorum regni oportet imperium, leges sanctae imperatorum et usus bonus praedecessorum et patrum nostrorum.“ (MGH Const. I, Nr. 167, Rahewin, III, 20) これは一一五八年初頭に「ドイツの司教達に対する書面にある」マインツの言葉であるが「皇帝法と古来の慣習の共存を示しており、彼の法律観を物語るものとして興味深い」。

- (19) この意味で「当時の皇帝法の内容についてそれがローマ法をどの程度含むかについて実証的に研究し、それは十五世紀に到るまでは極めて僅かであることを証明したクラウゼ前掲書の果たした役割を認めねばならぬ」。(vgl. Krause, a. a. O., S. 145 f.)

- (20) „Nos igitur predecessorum nostrorum divorum imperatorum, magni Constantini videlicet et Justiniani et Valentiniani, necnon Karoli et Ludovici vestigiis inherentes et sacras leges eorum tamquam divina oracula venerantes.“ (MGH Const. I, Nr. 227), vgl. Stumpf, Nr. 4053.

- (21) „eam legibus praedecessorum nostrorum imperatorum atque regum iussimus intenseri et perpetuo iure servari.“ (MGH Const. I, Nr. 318 § 23), vgl. Stumpf, Nr. 4473.

- (22) 前掲「堀込論文参照」。

- (23) 三註⁽⁴²⁾後半巻照。

- (24) MGH Const. II, Nr. 85, MGH Leges II, S. 243

- (25) Odofredus in Codicem, ad Auth. Cassa de sacros. eccl. : „Postea quando venit Imperator Fridericus junior, misit has constitutiones ad civitatem istam doctoribus legum, ut aptarent eas singulis legibus sub congruen-

tibus titulis. Et ita fecerunt doctores, dum convenerunt in S. Petro: quoniam ad legem istam." (Savigny, III, S. 521, A. b)

(26) 三註(89) 參照。

(27) „Et hanc itaque nostre serenitatis constitutionem in corpore iuris sub debita rubrica volumens inseri et mandamus.“ : MGH Leges II, S. 535 f., Savigny, III, S. 533, A. f.

(28) Schröder-Künberg, a. a. O., S. 866, A. 3

(29) Schröder-Künberg, a. a. O., S. 865, H. Planitz, Deutsche Rechtsgeschichte, Graz 1950, S. 175.

(30) この法書は、ハンブの法学者が、ハンブ法書及びロムベルク(Lombarda)の1037年のローン法(Edictum de beneficiis regni italici : MGH Const. I, Nr. 45)を採用したことになる。ローン法の研究に転じ、イタリアのローン法の法源を収録するに至ったのである。二部に分かれ、第一部は大体十二世紀中頃に作られたと考えられているが、I, 19~24 Constituciones feudales Domini Lotharii Imperatoris (=MGH Const. I, Nr. 454) (a. 1137) が収録されているのは、はじめとじて、特に第二部(十三世紀初頭成立)には多くの皇帝立法が収録されている。ロタール三世の1136年のローン法は II, 52^r、ハインリッヒ三世のローン法(MGH Const. Nr. 55)は II, 57^r、ハンベロムサの1152年の平和令は II, 27^r、ロンカリンの三の法規は II, 53~56^r、フリードリッヒ二世の1121~1130年の勅法は、独立した形でその後にある。更に外典ともいうべき Extravagantes が付属するが、その収録範囲は写本によって非常な差異を示すといわれており、完全な形では伝わっていない(外典の一つの例は二註(3) 参照)。封建法書は、すでに京大法史研究会によって邦訳がなされている(法学論叢六二—三巻)。

(31) „Dominus Hugolinus post nonam collationem posuit librum feudalem, et omnes constitutiones Federici anti-

qui, et junioris, et aliquas Conradi Imperatoris: et vocatur decima collatio." (Oðfredus in Codice, ad Auth. Cassa. de sacros. ecclies.: Savigny, III, S. 521, A. b) の記事は、一二三〇年のノースマンビ二世の勅法挿入と関連して書かれてゐる(註(25))。このことから、*Plantz* は十三世紀前半に活躍した、したがってアズオ直後の学者と云うことが出来る。

(32) *Plantz, ebenda*.

(33) 上記二二七頁以下参照。

(34) こうした考え方に近いのは、*Schröder-Kunlßberg, ebenda*.

(35) コメンタトーレスはそのコンシリウムで相当多くの 10. Collatio の引用を記している場合がある。例として Bartolus a Sokoferato, opera. consilium CLXXXIX. (Iuris coryphaei opera, Basel, MDLXXXVIII—MDLXXXIX.)

(36) W. Kunkel, Das Wesen der Rezeption des Römischen Rechts: Heidelberg Jahrbücher, 1, (1957), S.3

(37) Koschaker, a. a. O., S. 38—45, 本論文二二六頁参照。

(38) 本論文二二七頁。